

第2次八幡浜市環境基本計画 2025 → 2034



令和7年3月
八幡浜市

ごあいさつ

八幡浜市では、恵み豊かな環境を守り、環境負荷を低減して未来の世代に良好な環境を引き継ぐため、平成 26（2014）年 3 月に「八幡浜市環境基本計画」を策定しました。この計画では、「自然と共生するまち八幡浜」をめざす環境像として掲げ、各施策に取り組んできました。

近年、便利で豊かな生活が実現する一方で、地球温暖化をはじめとする環境問題が深刻化しており、地球規模での変化が懸念されています。私たちの生活や経済活動が自然環境や生物に支えられていることを再認識し、身近な自然や景観を未来に残す責任が求められています。

また、人口減少や物価高騰、エネルギー価格の上昇といった課題が市民や事業者を取り巻く中、経済と環境の両立を図りながら、温室効果ガスの削減や自然環境の保全に取り組む必要があります。このような背景を踏まえ、令和 16（2034）年度までの環境行政の指針として、「第 2 次八幡浜市環境基本計画」を策定しました。本計画では、新たな環境像「持続可能な環境をはぐくむまち 八幡浜」を掲げ、5 つの基本方針を軸に施策を推進し、市民・事業者の皆さまと自主的かつ積極的に協働し、その実現をめざしてまいります。

最後に、本計画の策定にご尽力いただいた環境審議会の皆さま、ご意見をお寄せいただいた皆さま、関係各位に深く感謝申し上げます。

令和 7（2025）年 3 月

八幡浜市長 大城 一郎



目次

第1章 第2次八幡浜市環境基本計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景、目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画の対象地域、対象分野	2
1. 計画の対象地域	2
2. 計画の対象分野	2
第4節 計画期間	2
第2章 八幡浜市の地域特性	3
第1節 自然特性	3
1. 地形・地質	3
2. 気温	3
3. 降水量	4
4. 動物及び植物	5
第2節 社会経済特性	6
1. 人口及び世帯数の状況	6
2. 土地利用状況	7
3. 産業	8
4. 交通の状況	13
5. 文化財等の指定状況	16
6. 自然公園	17
7. 保安林	18
8. 鳥獣保護区	19
第3節 環境の現況	20
1. 大気環境	20
2. 水環境	21
3. 廃棄物	22
4. 再生可能エネルギーの導入状況	23
第3章 市民、事業者の意識	24
第1節 アンケート調査の実施	24
第2節 アンケート調査の結果の概要	25
1. 市民アンケート	25
2. 事業者アンケート	26
第4章 望ましい環境像	27
第1節 八幡浜市環境基本計画の目標達成状況	27
1. 八幡浜市環境基本計画の施策	27
2. 基本施策の目標達成状況	28
第2節 望ましい環境像の設定	29

第5章 環境保全に向けた基本方針と具体的な取組.....	33
第1節 基本方針の設定	33
第2節 「持続可能な開発目標」を視野に入れた施策の取組	34
第3節 具体的な取組	35
1. 基本方針1 脱炭素をめざすまち.....	35
2. 基本方針2 自然を守るまち.....	39
3. 基本方針3 公害のないまち.....	45
4. 基本方針4 資源が循環するまち	48
5. 基本方針5 参加と協働のまち	52
第4節 重点施策の選定	54
第6章 計画の推進体制と進捗管理	55
第1節 計画の推進体制	55
1. 推進体制.....	55
2. 各主体の役割	56
第2節 計画の進捗管理	57

第1章 第2次八幡浜市環境基本計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景、目的

国では、平成 5（1993）年に制定された環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めるものとして平成 6（1994）年 12 月に第 1 次計画が閣議決定されました。それ以降、令和 6（2024）年 5 月に閣議決定された第 6 次計画まで作成され、国内外の社会経済の変化等に柔軟かつ適切に対応してきました。最新の計画である第 6 次計画では、「現在および将来の国民一人一人のウェルビーイング/高い生活の質」の実現を目標として掲げるとともに、社会経済が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出し、環境の保全を進めています。

愛媛県では、平成 8（1996）年に愛媛県環境基本条例を制定し、低炭素社会の実現、循環型社会の構築、生物多様性の保全などの課題に自主的かつ主体的に寛容の保全に取り組む社会を実現するため、平成 22（2010）年に「えひめ環境基本計画」を策定、令和 2（2020）年 2 月に第三次計画として改定され、総合的かつ計画的に環境保全の施策を推進しています。

これらの計画策定状況を受け、本市においても平成 24（2012）年 9 月に八幡浜市環境基本条例を制定し、平成 26（2014）年 3 月に環境にやさしい生活や地域の環境保全活動などの推進に努め、社会経済状況の変化およびこれにともなう関係法律・制度に的確に対応しつつ、八幡浜らしい環境施策を総合的に講じていくため、「八幡浜市環境基本計画」を策定しました。令和 2（2020）年 3 月には、地球温暖化対策や持続可能な開発目標（SDGs）に対応すべく中間見直しが行われました。

近年、社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、環境基本条例を制定した平成 24（2012）年には想像していない領域にあり、本市の環境を保全するために適切な対応が求められています。

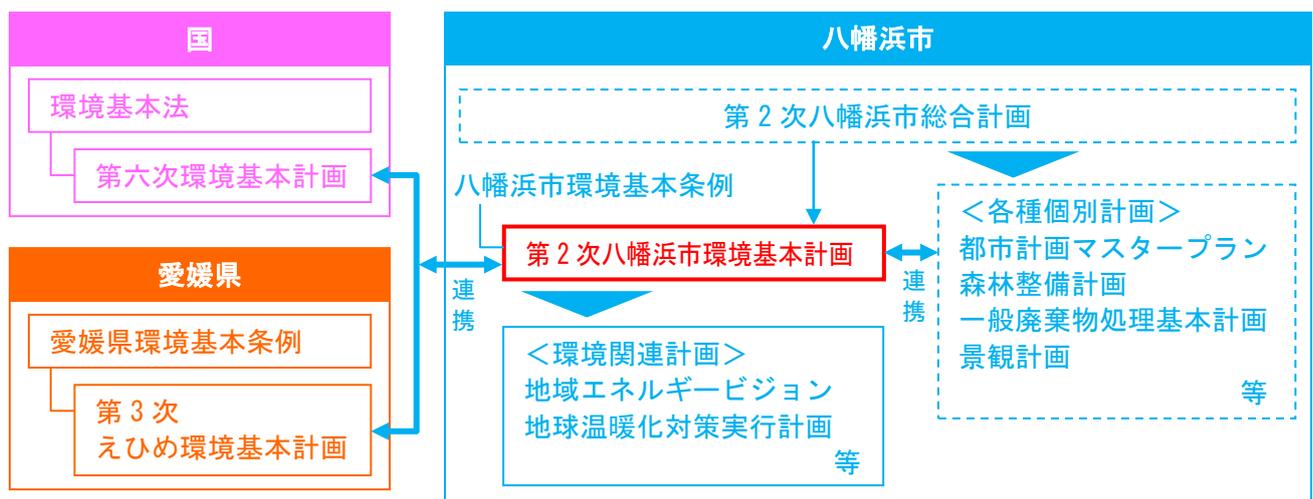
また、このままの勢いで環境が変遷していけば、現在の素晴らしい本市の環境が失われるのは必定であり、環境を維持していくためにも早急な取組が重要となってきています。

したがって、現在の生活維持とともに、将来世代に環境を残していくため、これまでの環境基本計画を改定し、「第 2 次八幡浜市環境基本計画」を作成し、今後想定される環境負荷低減を図ることとします。

第2節 計画の位置付け

環境基本計画は、本市のまちづくりの環境面を支える重要な計画であり、八幡浜市環境基本条例に基づき策定・改定されるものです。

国や愛媛県の環境基本計画をはじめとする上位計画、八幡浜市総合計画や地球温暖化対策実行計画といった本市で策定している各種計画と連携を図り、環境行政を計画的に推進していくこととします。



第3節 計画の対象地域、対象分野

1. 計画の対象地域

環境基本計画は、本市全体が一丸となって進める計画です。よって、本市全域と対象地域として計画を推進していきます。

2. 計画の対象分野

本計画においては、自然環境、生活環境、快適環境、社会環境の4つの分野を適用範囲とします。

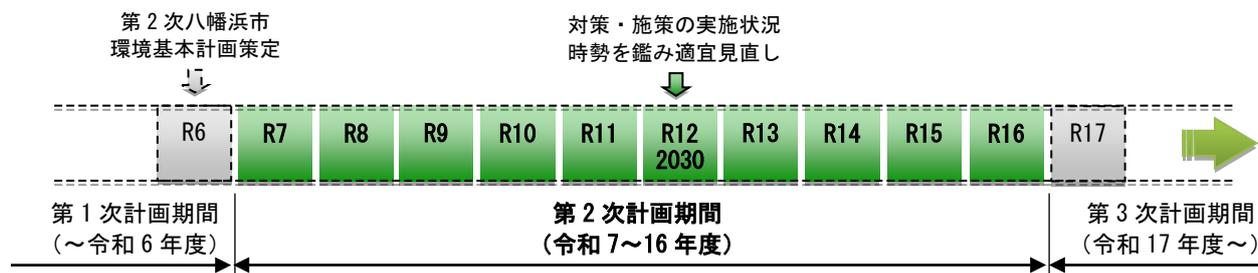
■適用する環境分野の内容

分野	内容
自然環境	<ul style="list-style-type: none">・森林・農地の保全・生物多様性の保全・河川・海岸の保全
生活環境	<ul style="list-style-type: none">・大気汚染の緩和・水質・土壌の保全・騒音、振動の抑制・有害化学物質の抑制・廃棄物の抑制・食品ロスの削減・海洋プラスチックごみの削減
快適環境	<ul style="list-style-type: none">・公園・緑地の整備、推進・水辺環境の維持・景観の保全
社会環境	<ul style="list-style-type: none">・交通対策・脱炭素に向けた取組・再生可能エネルギーの取組

第4節 計画期間

第2次八幡浜市環境基本計画の計画期間は、近年の時勢の急速な変化を鑑み、10年間とします。

また、地球温暖化の抑制に資する目標年が令和12（2030）年に設定されていることを踏まえ、当該年に中間見直しを行い、世の中の環境保全の方向性を適切に反映し、本市の環境をよりよくするための計画推進をめざします。



第2章 八幡浜市の地域特性

第1節 自然特性

1. 地形・地質

本市は、愛媛県の西部、佐田岬半島の基部に位置しています。総面積は 132.65 km²で、北は瀬戸内海に面し、西に宇和海を臨み、豊後水道を挟んで九州と対しています。

海岸線はリアス式海岸で、急斜面が海岸でせり出した地形により、岬と入り江が交錯した風光明媚な景観を形成しています。

古くから沖合・沿岸漁業が盛んで穏やかな漁場は養殖業にも適しており、西日本有数の天然魚の水揚げを誇る八幡浜漁港と、四国の西の玄関口といわれ九州と四国を結ぶ海上交通の要衝であり年間40万人近くが利用する八幡浜港を抱えています。

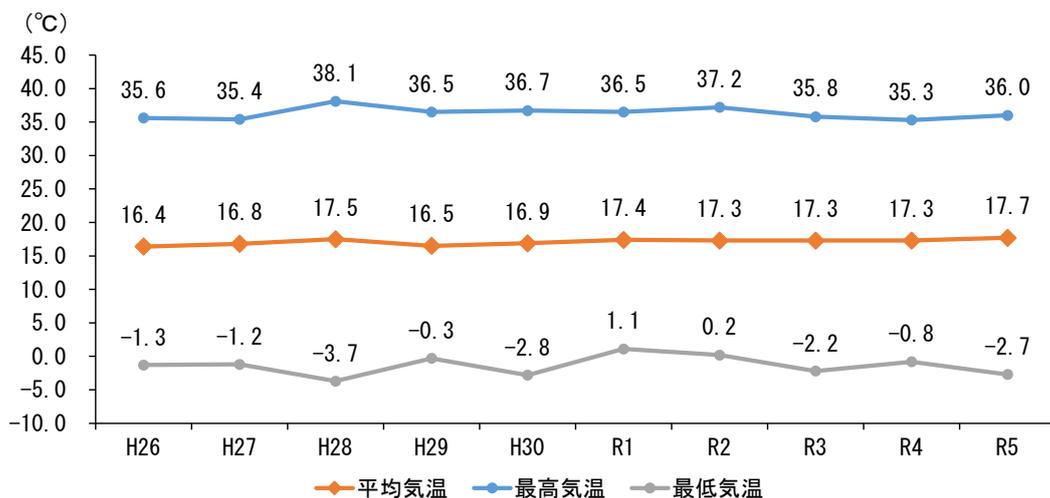
2. 気温

本市の平成 26 (2014) 年～令和 5 (2023) 年までの気温の推移は以下のとおりです。平均気温は 16.4～17.7℃、最高気温は 35.3～38.1℃、最低気温は-3.7～1.1℃となっています。平均気温は経年的に上昇傾向が見られており、気候変動の影響が垣間見れます。

表 2.1 気温の推移

観測年	平均気温(°C)	最高気温(°C)	最低気温(°C)
平成 26 (2014)	16.4	35.6	-1.3
平成 27 (2015)	16.8	35.4	-1.2
平成 28 (2016)	17.5	38.1	-3.7
平成 29 (2017)	16.5	36.5	-0.3
平成 30 (2018)	16.9	36.7	-2.8
令和元 (2019)	17.4	36.5	1.1
令和 2 (2020)	17.3	37.2	0.2
令和 3 (2021)	17.3	35.8	-2.2
令和 4 (2022)	17.3	35.3	-0.8
令和 5 (2023)	17.7	36.0	-2.7

資料：八幡浜地区施設事務組合消防本部ホームページ



3. 降水量

年間降水量の推移、月別降水量の比較を以下に示します。

年間降水量は、平成 28（2016）年が最も多くなっており、令和 4 年が最も少なくなっています。50mm 以上の降水日数は 4～10 日となっており、年間降水量の推移に応じた変化になっています。

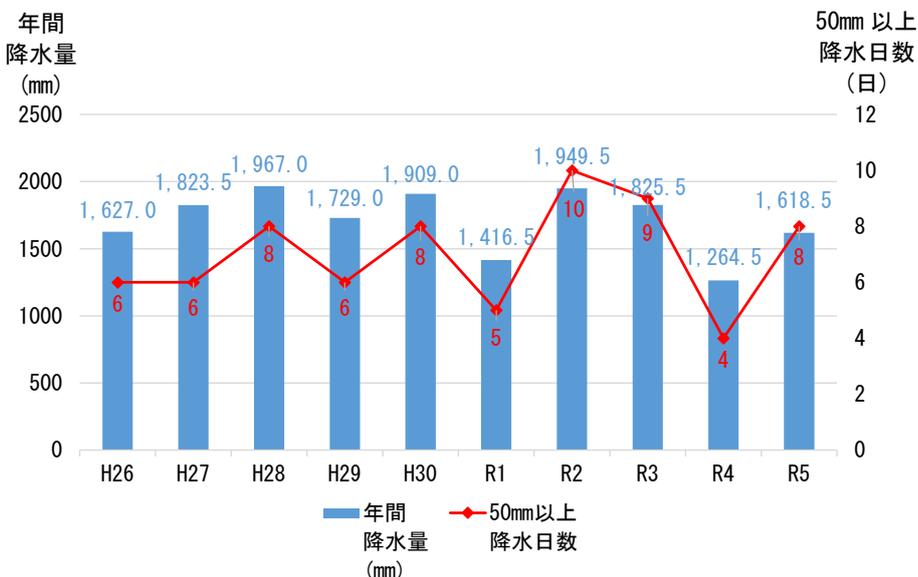
また、月別降水量の比較を見ると、5～7 月の梅雨前後に多くなっていることは概ね同様の傾向ですが、令和 5（2023）年は梅雨時期の雨量が特に多くなっており、降水状況に変化が見られています。1 時間最大値は、平成 26（2014）年は月降水量の変化と関連性がありましたが、令和 5（2023）年は関連性がなくなってきており、突発的な降雨が増加しているものと推測されます。

年間値の変動は近年減少傾向にあるものの、一時的な降水量が多くなっていることから、水害等の災害が増加している様子が伺えます。特に、平成 30（2018）年においては、7月に西日本豪雨、9月に台風 24 号により日雨量が 100mm を超える大雨を記録しており、近年に災害の激甚化を物語る状況が観測されました。

年間降水量の推移

八幡浜観測局

観測年	年間降水量 (mm)	50mm以上降水日数
H26 (2014)	1,627.0	6
H27 (2015)	1,823.5	6
H28 (2016)	1,967.0	8
H29 (2017)	1,729.0	6
H30 (2018)	1,909.0	8
R1 (2019)	1,416.5	5
R2 (2020)	1,949.5	10
R3 (2021)	1,825.5	9
R4 (2022)	1,264.5	4
R5 (2023)	1,618.5	8

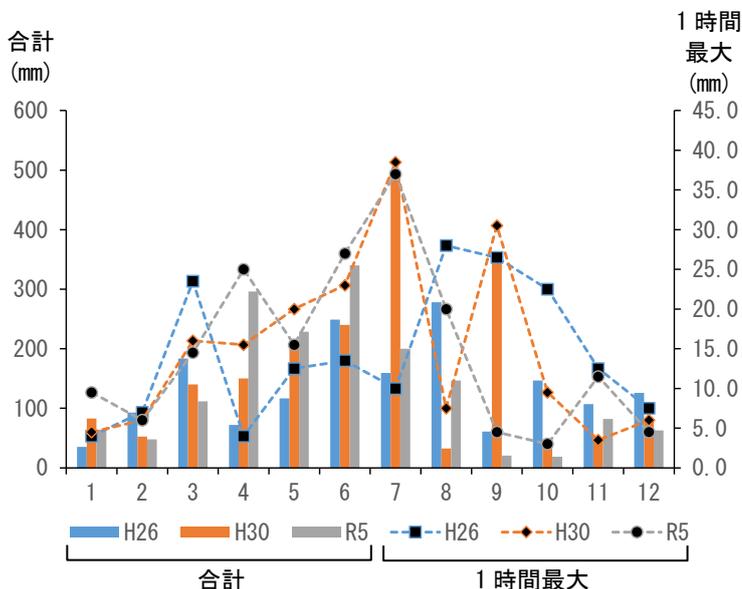


資料：気象庁ホームページ

月別降水量の推移

八幡浜観測局

月	月間降水量 (mm)					
	合計			1時間最大		
	H26 (2014)	H30 (2018)	R5 (2023)	H26 (2014)	H30 (2018)	R5 (2023)
1	35.0	83.0	64.0	4.0	4.5	9.5
2	93.0	52.5	48.0	7.0	6.0	6.0
3	183.5	140.0	111.5	23.5	16.0	14.5
4	72.0	150.0	296.0	4.0	15.5	25.0
5	116.5	202.0	228.5	12.5	20.0	15.5
6	249.0	240.0	340.0	13.5	23.0	27.0
7	159.5	483.5	200.0	10.0	38.5	37.0
8	278.0	32.5	146.5	28.0	7.5	20.0
9	61.0	363.5	20.5	26.5	30.5	4.5
10	146.5	37.0	18.5	22.5	9.5	3.0
11	107.0	44.0	82.0	12.5	3.5	11.5
12	126.0	81.0	63.0	7.5	6.0	4.5
合計	1627.0	1909.0	1618.5			



資料：気象庁ホームページ

4. 動物及び植物

国や愛媛県では、絶滅のおそれがある野生動植物種を重要度ランクに分けた「レッドデータブック」、レッドデータブックの見直しにより作成された「レッドリスト」を作成し、動植物の保護に努めています。本市にも、これらに載っている動物、植物が多く生息・生育しており、自然豊かな場所となっています。愛媛県の最新のレッドリスト（2022 見直し）によると、本市に生息・生育するとされる種は、動物 20 種、植物 44 種となっており、平成 26（2014）年前環境基本計画策定時で動物 10 種、植物 23 種であったものが増加しており、様々な環境の変化によりこれらの生態が脅かされているものといえます。

また、愛媛県が県内の貴重な野生動植物を保全するために「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」を制定しています。この条例で保護が謳われている動植物は、動物 10 種、植物 15 種となっており、条例に基づきこれらの保全に対する責務を果たすことが必要とされています。



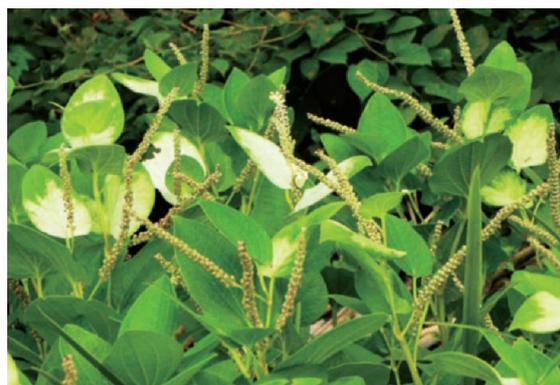
オヒキコウモリ（第 2 巻自然環境編）



ベニイトトンボ（第 2 巻自然環境編）



カワミドリ（第 5 巻資料編）



ハンゲショウ（第 2 巻自然環境編）

出典：八幡浜市誌

八幡浜市に生息・生育する動植物の一例

第2節 社会経済特性

1. 人口及び世帯数の状況

本市の人口は、令和 2（2020）年 10 月に実施された国勢調査によると 31,987 人（男 14,971 人、女 17,016 人）で、全国第 730 位、愛媛県内第 11 位となっていますが、昭和 30（1955）年の 71,987 人（旧八幡浜市と旧保内町を合算）をピークに減少傾向が続いています。

また、本市の 65 歳以上の高齢者の人口割合は、令和 2（2020）年時点で 40.9%であり、全国割合 28.0%、愛媛県割合 32.5%を大きく上回る高齢化社会となっています。

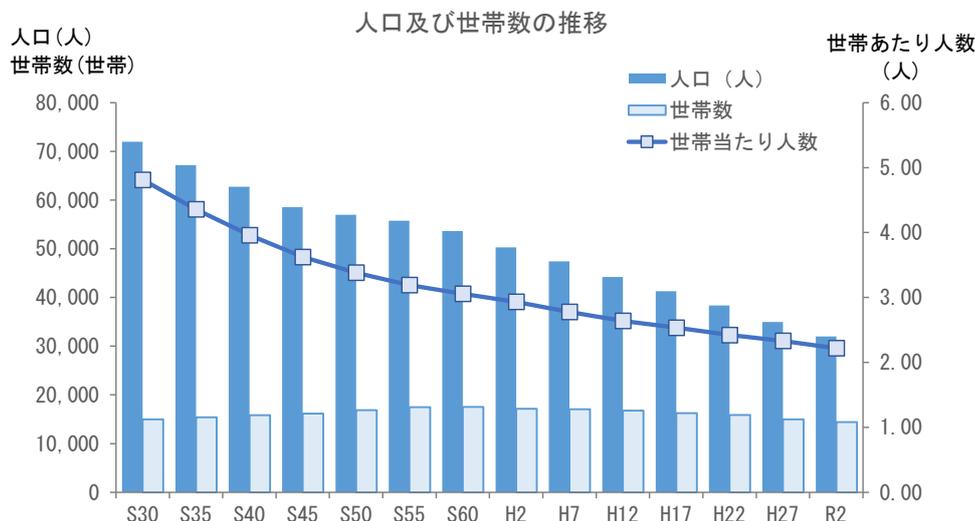
一方、世帯数は 14,413 世帯で、昭和 60（1985）年をピークに平成に移り減少傾向にあります。一世帯あたり人数は、昭和 30（1955）年の 4.81 人から令和 2（2020）年には 2.22 人となっており、核家族化および単身世帯の増加の傾向が見られます。

さらに、高齢夫婦世帯（夫 65 歳以上、妻 60 歳以上）は、4,579 世帯（令和 2（2020））と 2,466 世帯（平成 27（2015））、高齢単身世帯（65 歳以上）は、2,907 世帯（令和 2（2020））と 2,702（平成 27（2015））世帯となっており、高齢者のみの世帯が増加しています。

表 2.2 人口及び世帯数の推移

年	人口（人）	人口増減（人）	世帯数	世帯あたり人数
S30(1955)	71,987		14,958	4.81
S35(1960)	67,173	△ 4,814	15,415	4.36
S40(1965)	62,715	△ 4,458	15,837	3.96
S45(1970)	58,545	△ 4,170	16,158	3.62
S50(1975)	56,964	△ 1,581	16,841	3.38
S55(1980)	55,757	△ 1,207	17,478	3.19
S60(1985)	53,622	△ 2,135	17,539	3.06
H2(1990)	50,271	△ 3,351	17,141	2.93
H7(1995)	47,410	△ 2,861	17,067	2.78
H12(2000)	44,206	△ 3,204	16,755	2.64
H17(2005)	41,264	△ 2,942	16,273	2.54
H22(2010)	38,370	△ 2,894	15,849	2.42
H27(2015)	34,951	△ 3,419	14,995	2.33
R2(2020)	31,987	△ 2,964	14,413	2.22

資料：国勢調査



2. 土地利用状況

本市は、農地や山林、原野の割合が全体の 52%程度で推移しています。宅地は 3%程度と本市の面積に占める割合が非常に小さくなっています。

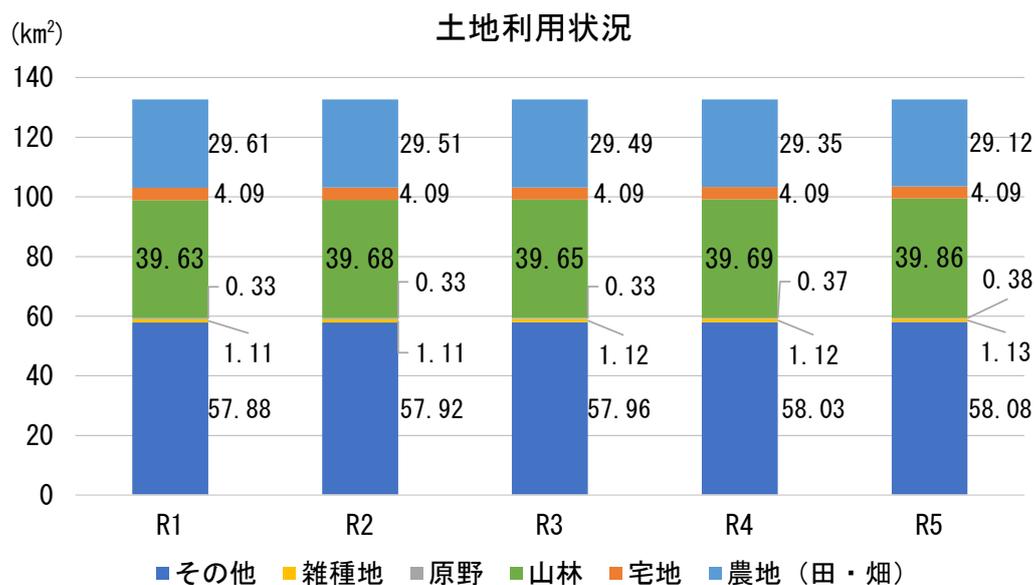
山林やその他の土地が多くあり、維持管理の問題が顕在化しているものと考えられ、高齢化と相まってこれらの土地の今後の利用に関して大きな課題を抱えていると言えます。

表 2.3 土地利用状況の推移

(km²)

区分	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
農地 (田・畑)	29.61	29.51	29.49	29.35	29.12
宅地	4.09	4.09	4.09	4.09	4.09
山林	39.63	39.68	39.65	39.69	39.86
原野	0.33	0.33	0.33	0.37	0.38
雑種地	1.11	1.11	1.12	1.12	1.13
その他	57.88	57.92	57.96	58.03	58.08
合計	132.65	132.65	132.65	132.65	132.65

資料：八幡浜市統計書



3. 産業

(1) 産業別就業者数

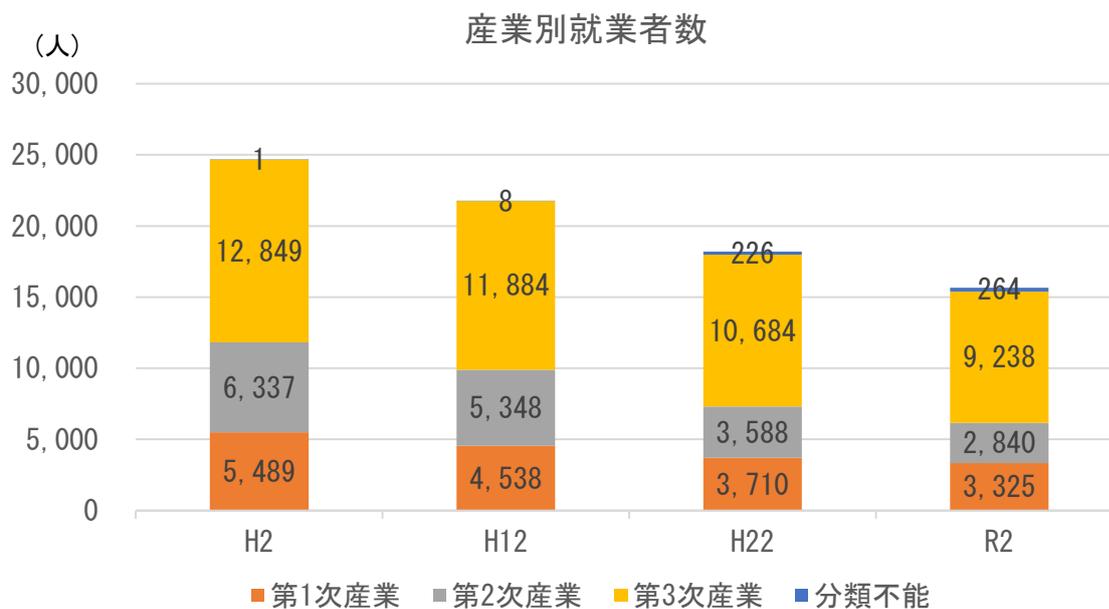
本市は、第3次産業の就業者が多く、次いで第1次産業の順となっています。なかでも、卸売業・小売業並びに医療・福祉の就業者数が多くなっており、サービス業が主要な事業を占めていると言えます。

なお、就業者数は、人口減少や高齢化の影響を受け年々減少傾向にあり、令和2年は平成2年に比べ36.5%減少となっており、担い手不足の問題が大きな課題となりつつあります。

表 2.4 産業別就業者数の推移

年次	S30 (1955)	S40 (1965)	S50 (1975)	H2 (1990)			H12 (2000)			H22 (2010)			R2 (2020)		
	旧八幡浜			計	旧八幡浜	旧保内	計	旧八幡浜	旧保内	計	旧八幡浜	旧保内	計	旧八幡浜	旧保内
市町村	23,618	23,046	21,585	24,676	19,039	5,637	21,778	16,396	5,382	18,208	13,360	4,848	15,667	11,177	4,490
総数	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
第1次産業	9,194	6,951	5,495	5,489	4,297	1,192	4,538	3,556	982	3,710	2,858	852	3,325	2,555	770
	38.9%	30.2%	25.5%	22.2%	22.6%	21.1%	20.8%	21.7%	18.2%	20.4%	21.4%	17.6%	21.2%	22.9%	17.1%
第2次産業	5,826	6,107	5,072	6,337	4,390	1,947	5,348	3,565	1,783	3,588	2,292	1,296	2,840	1,738	1,102
	24.7%	26.5%	23.5%	25.7%	23.1%	34.5%	24.6%	21.7%	33.1%	19.7%	17.2%	26.7%	18.1%	15.5%	24.5%
第3次産業	8,598	9,988	11,018	12,849	10,352	2,497	11,884	9,267	2,617	10,684	8,047	2,637	9,238	6,693	2,545
	36.4%	43.3%	51.0%	52.1%	54.4%	44.3%	54.6%	56.5%	48.6%	58.7%	60.2%	54.4%	59.0%	59.9%	56.7%
分類不能	1	18	36	1	0	1	8	8	0	226	163	63	264	191	73
	0.0%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	1.2%	1.3%	1.7%	1.7%	1.6%

資料：経済センサス



(2) 産業の状況

1) 農業の状況

本市は、みかんに代表される樹園地が多いまちで、愛媛県の樹園地の経営耕地の 20%程度を占めています。

しかしながら、本市の農業従事者数は、平成 2 年に比べ令和 2 年は 1587 人（33.5%）減少しており、耕作者の不足が懸念されています。

本市のみかん畑の一部は平成 31 年 2 月に日本農業遺産に指定されており、その壮大な景観と厳しい条件を克服するための農業システムの継承が今後課題になると思われます。

表 2.5 農業従事者数の推移

	S30 (1955)	S40 (1965)	S50 (1975)	H2 (1990)	H12 (2000)	H22 (2010)	R2 (2020)
総数	7,565	6,011	4,806	4,744	4,427	3,459	3,157
旧八幡浜	7,565	6,011	4,806	3,685	3,533	2,677	2,441
旧保内町				1,059	894	782	716

資料：国勢調査

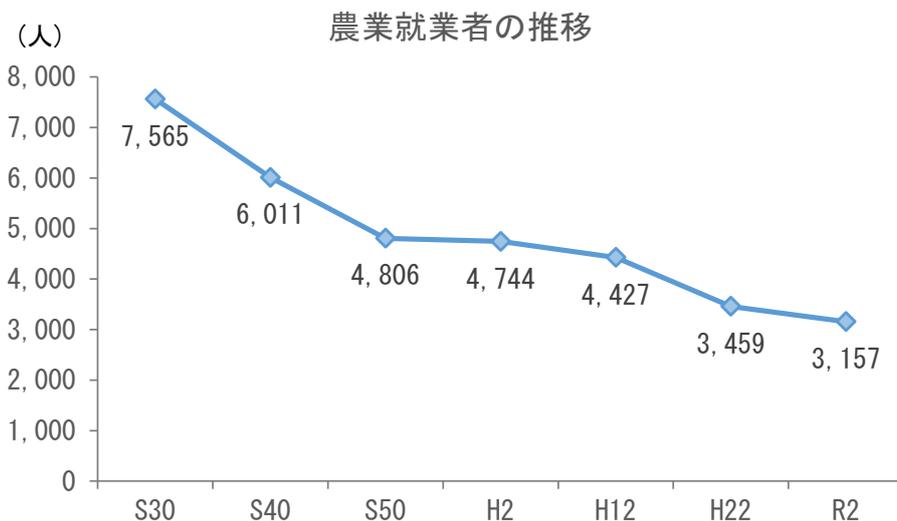
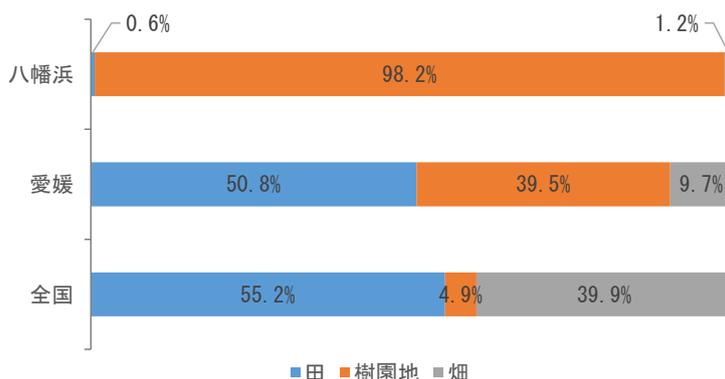


表 2.6 経営耕地（R2（2020））の面積

	田	樹園地	畑	合計
八幡浜市	13 ha	2,114 ha	26 ha	2,153 ha
愛媛県	13,462 ha	10,475 ha	2,565 ha	26,502 ha
全国	1,784,900 ha	159,154 ha	1,288,829 ha	3,232,883 ha

資料：2020 年農林業センサス



2) 商業の状況

本市は、小売業・卸売業や医療・福祉といった第3次産業が盛んなまちです。

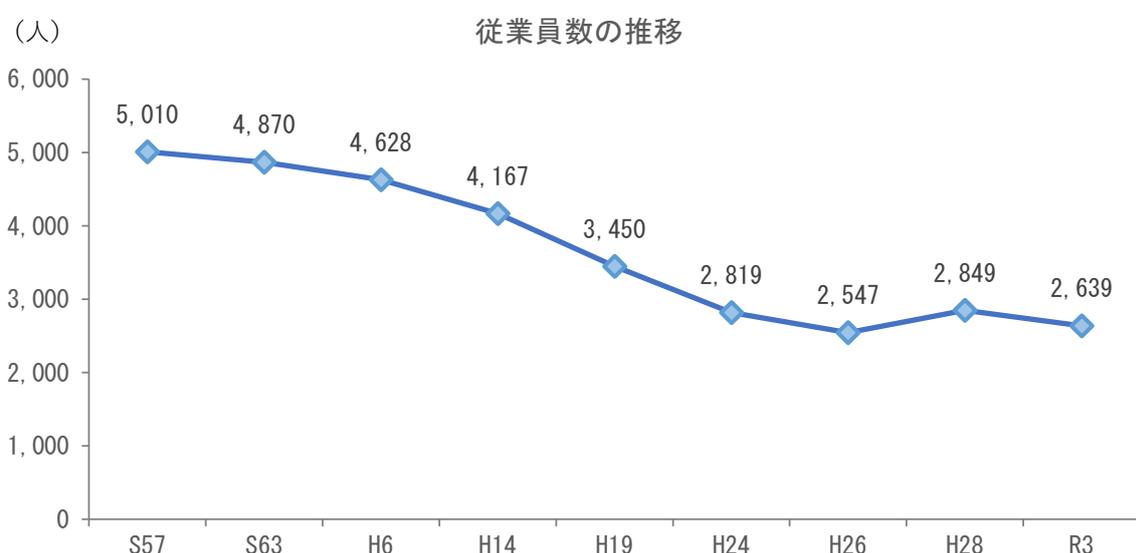
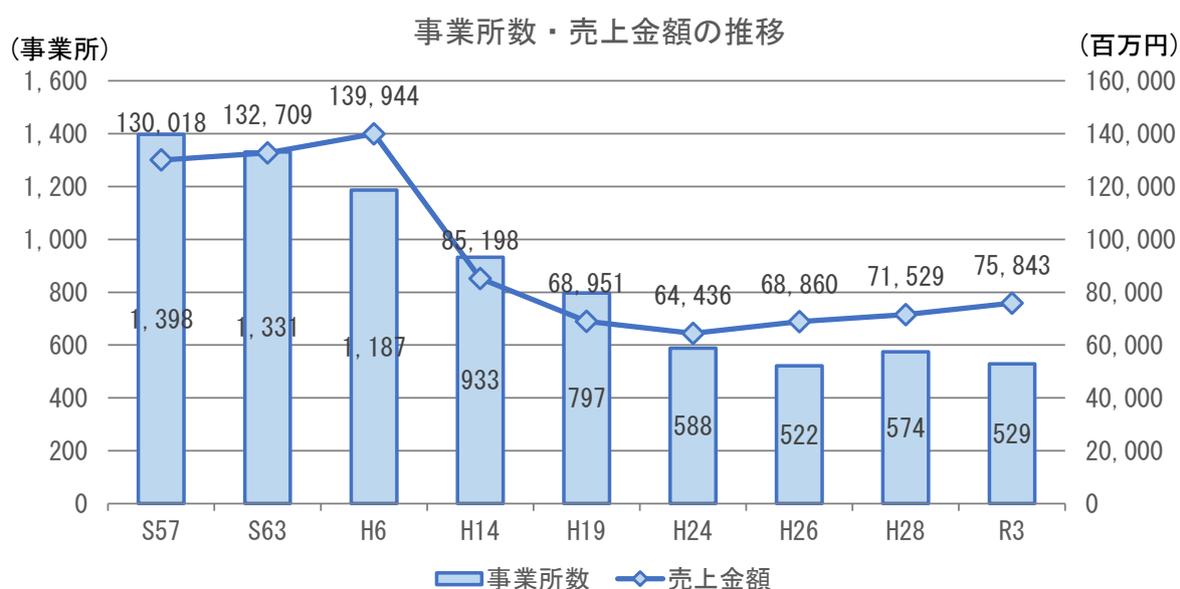
しかしながら、事業所数、売上金額、従業員数ともに減少しており、平成6（1994）年に比べると令和3（2021）年は43～56%と半数近くとなっています。ただ、平成26（2014）年以降は売上金額は上昇しており、まちのにぎわいを取り戻しつつあると言えます。

今後は、まちの発展を継続しつつ、廃棄物処理等の環境保全も同時に配慮していくことが重要となってきています。

表 2.7 事業所数、売上金額、従業員数の推移

	S57 (1982)	S63 (1988)	H6 (1994)	H14 (2002)	H19 (2007)	H24 (2012)	H26 (2014)	H28 (2016)	R3 (2021)
事業所数	1,398	1,331	1,187	933	797	588	522	574	529
売上金額 (百万円)	130,018	132,709	139,944	85,198	68,951	64,436	68,860	71,529	75,843
従業員数	5,010	4,870	4,628	4,167	3,450	2,819	2,547	2,849	2,639

資料：経済センサス



3) 水産業の状況

本市は、四国有数の規模を誇る「八幡浜魚市場」を有するまちです。

昭和 55（1985）年をピークに水揚量が、昭和 60（1985）年をピークに取扱高が減少しており、漁師の数も年々減少していることから、水産業の衰退が懸念されています。

また、海水面の上昇など、気候変動による影響も相まって、水揚量は平成 2（2020）年に比べ令和 4（2022）年は 86%減少しており、喫緊の課題といえます。

近年では、道の駅・みなとオアシス「八幡浜みなと」が整備され、魚市場と直売所の連携によりにぎわいを取り戻しつつあり、水産業の復活に兆しとなっています。

表 2.8 水揚量と取扱高の推移

	S50 (1975)	S55 (1980)	S60 (1985)	H2 (1990)	H12 (2000)	H24 (2012)	H30 (2018)	R4 (2022)
水揚量(t)	26,449	47,751	38,280	41,037	15,565	8,649	6,435	5,764
取扱高(百万円)	5,168	10,902	14,684	13,099	6,915	3,829	3,271	3,208

資料：八幡浜市統計情報

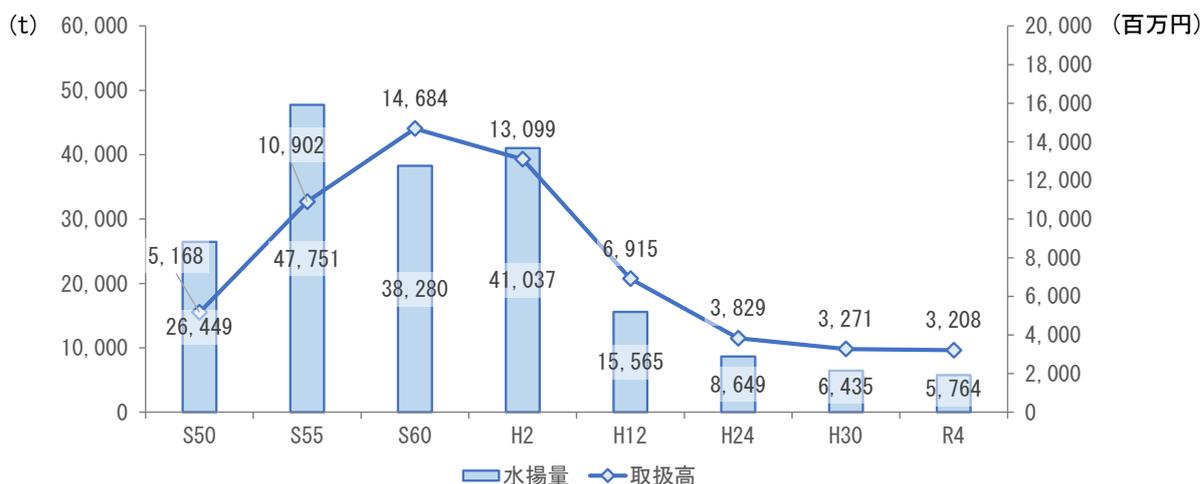
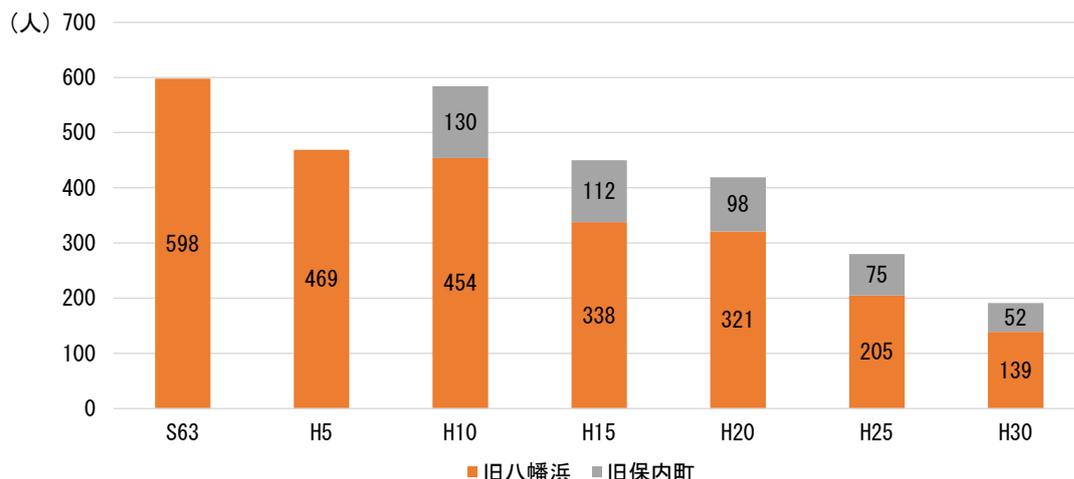


表 2.9 漁業従業者数

	S63 (1988)	H5 (1993)	H10 (1998)	H15 (2003)	H20 (2008)	H25 (2013)	H30 (2018)
総数	598	469	584	450	419	280	191
旧八幡浜	598	469	454	338	321	205	139
旧保内町			130	112	98	75	52

資料：漁業センサス



4) 製造業の状況

本市は、水産加工業を中心とした食料品製造業の多いまちです。

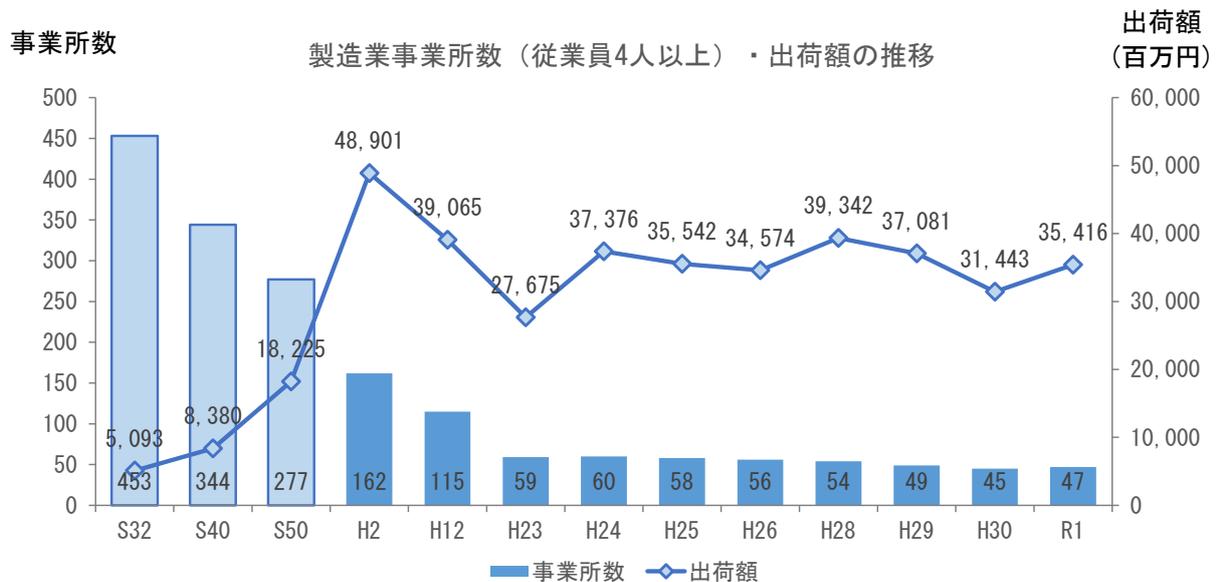
近年では、大型食品加工工場が進出するなど、製造品出荷額は昭和時代に比べ大きく伸びています。しかしながら、事業所数は年々減少しており、平成 2（1990）年度に比べ令和元（2019）年度は 71%減少しています。

施設のオートメーション化等の効率化を図る企業が増え売り上げは上昇する中で、事業所数の減少が大きく製造業を含めた第 2 次産業の衰退が懸念されています。

表 2.10 事業所数と製造品出荷額の推移

	S32 (1957)	S40 (1965)	S50 (1975)	H2 (1990)	H12 (2000)	H23 (2011)	H24 (2012)
事業所数	453	344	277	162	115	59	60
出荷額（百万円）	5,093	8,380	18,225	48,901	39,065	27,675	37,376
	H25 (2013)	H26 (2014)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	
事業所数	58	56	54	49	45	47	
出荷額（百万円）	35,542	34,574	39,342	37,081	31,443	35,416	

資料：工業統計調査



※S32・S40・S50 は、旧八幡浜市のデータ。H2以降は、旧八幡浜・旧保内を合算したデータ。

表 2.11 従業者数の推移

	S32 (1957)	S40 (1965)	S50 (1975)	H2 (1990)	H12 (2000)	H23 (2011)	H24 (2012)
製造業従業者数（人）	5,163	5,021	3,490	3,896	2,640	1,902	1,996
	H25 (2013)	H26 (2014)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	
製造業従業者数（人）	1,908	1,785	1,684	1,694	1,571	1,623	

資料：工業統計調査

4. 交通の状況

(1) 鉄道旅客数の状況

本市は、JR 四国予讃線が乗り入れており、「八幡浜港」とともに四国の西の玄関口となっています。旅客数の推移をみると、減少傾向にあります。特に、令和 2（2020）年はコロナ禍の影響により大きく利用客が減っており、観光産業への影響が懸念されています。令和 3（2021）年には普通旅客数が回復傾向にありますが、利用客の増加に伴うマナー等への環境配慮が重要になってきます。

表 2.12 JR 八幡浜駅の旅客乗車人数の推移

	S30(1955)	S40(1965)	S50(1975)	H12(2000)	H17(2005)
普通旅客(人)	561,169	758,910	530,827	249,891	184,768
定期旅客(人)	148,443	432,061	164,468	205,093	232,547
合計(人)	709,612	1,190,971	695,295	454,984	417,315
	H22(2010)	H27(2015)	R2(2020)	R3(2021)	
普通旅客(人)	149,257	146,882	67,274	70,316	
定期旅客(人)	209,231	204,789	173,511	164,820	
合計(人)	358,488	351,671	240,785	235,136	

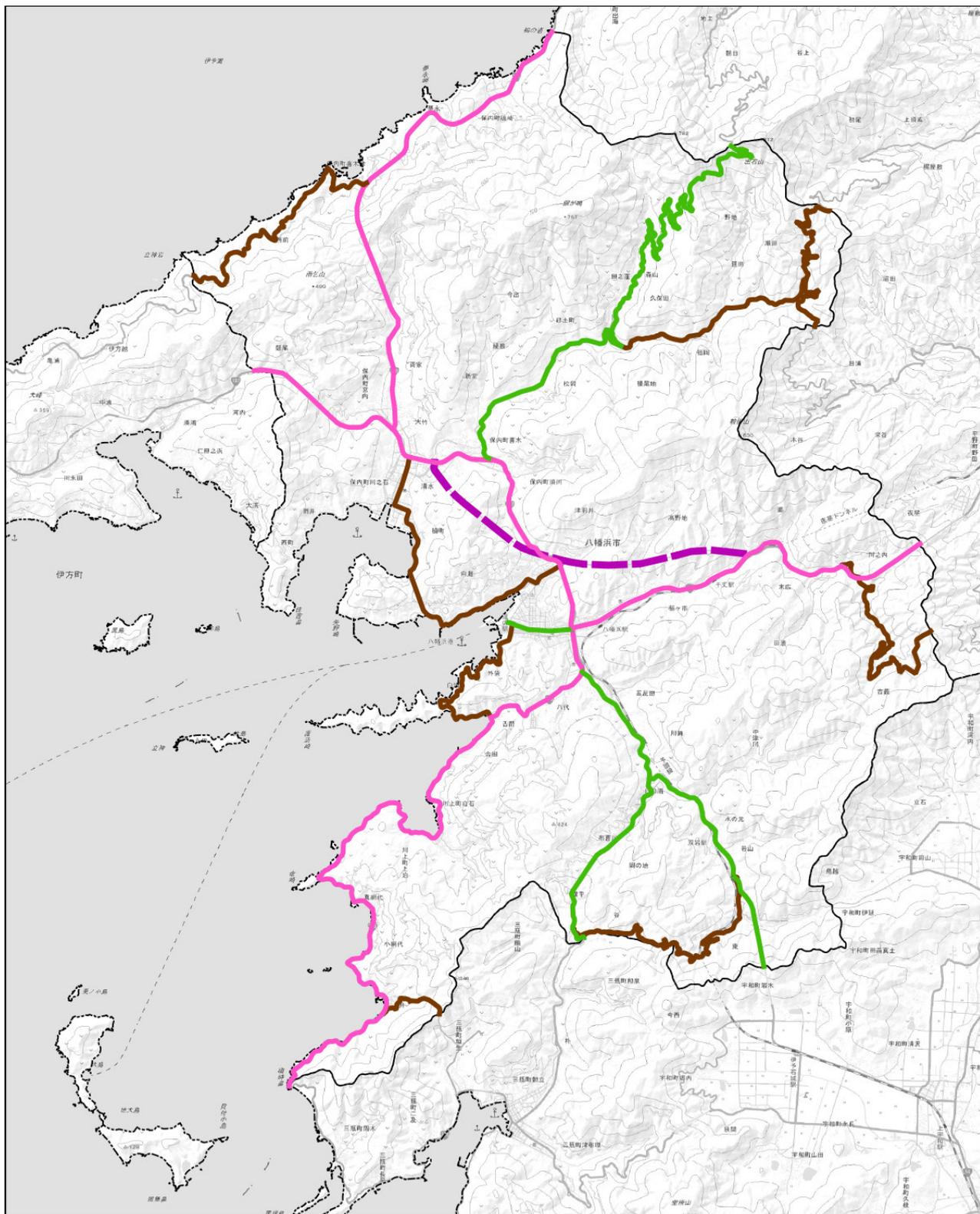
(2) 道路網の状況

本市は、一般国道 197 号、378 号を中心に地方部へ道路網が敷かれています。高速道路はありませんが、自動車専用の高規格道路「大洲・八幡浜自動車道」の整備が進められており、現在は保内 IC～八幡浜東 IC までが開通しています。この道路は松山自動車道まで延伸する計画となっており、地域発展の一翼を担うもので早期開通が望まれています。道路網の発達により発生する騒音等に対し、環境保全に配慮することが重要になってきます。

表 2.13 八幡浜市を通る道路

種別	道路名
一般国道	国道 197 号
高規格道路	国道 197 号（大洲・八幡浜自動車道）
一般国道	国道 378 号
主要地方道	長浜保内線
主要地方道	八幡浜宇和線
主要地方道	八幡浜港線
主要地方道	八幡浜三瓶線
一般県道	瀬田八多喜停車場線
一般県道	舌間八幡浜線
一般県道	双岩停車場和泉線
一般県道	大洲保内線
一般県道	鳥井喜木津線
一般県道	八幡浜保内線
一般県道	野佐来八幡浜線

※次頁に道路網位置図を掲載



凡例

- 高速道路
- 一般道路
- 主要地方道
- 一般県道
- 高規格道路

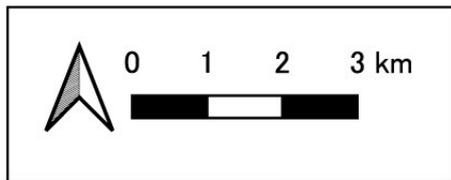


图 2.1 道路網図

(3) 自動車保有台数の状況

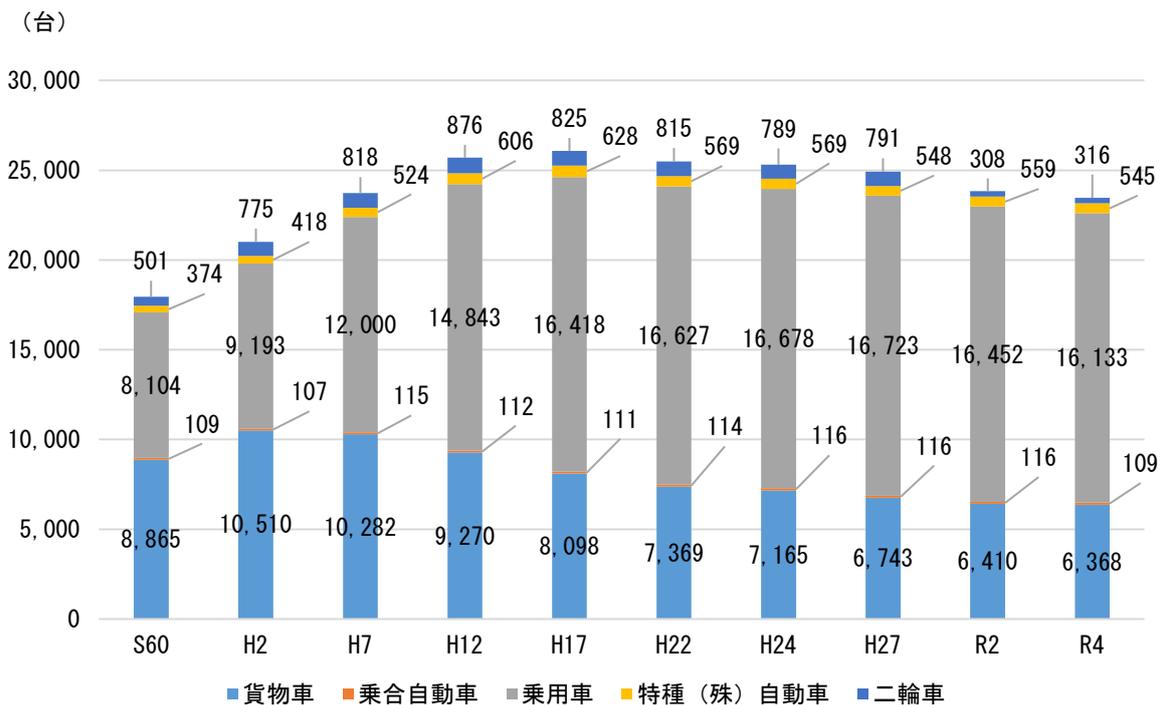
本市における自動車保有台数は平成 17（2005）年まで増加傾向にありましたが、それ以降減少しています。種別に見ると、乗用車、乗合自動車は平成 17（2005）年以降横ばいの状況にありますが、それ以外のものは減少しています。

近年では、1 世帯当たり 1 台以上の車を保有するまで乗用車が普及しており、世帯数の変動傾向に比例して保有台数も増加する傾向が見られ、自動車は日常生活に欠かせない移動手段となっています。

表 2.14 自動車保有台数の推移

種別	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H24 (2012)	H27 (2015)	R2 (2020)	R4 (2022)
貨物車	8,865	10,510	10,282	9,270	8,098	7,369	7,165	6,743	6,410	6,368
乗合自動車	109	107	115	112	111	114	116	116	116	109
乗用車	8,104	9,193	12,000	14,843	16,418	16,627	16,678	16,723	16,452	16,133
特殊自動車	374	418	524	606	628	569	569	548	559	545
二輪車	501	775	818	876	825	815	789	791	308	316
合計	17,953	21,003	23,739	25,707	26,080	25,494	25,317	24,921	23,845	23,471

出典：愛媛県オープンデータカタログ



5. 文化財等の指定状況

本市には、国の文化財が 13、愛媛県の文化財が 7、市の文化財が 54 指定されており、歴史的価値のある建物や景色等と現代のまち並みが融合するまちです。

また、平成 31（2019）年 2 月には、「愛媛・南予の柑橘農業システム」が日本農業遺産に認定され、本市全域が指定されています。柑橘農業を営む景色は、急峻かつ複雑に入り組んだ海岸線を中心に形成されており、将来にわたって継承されなければなりません。

今後は、文化財や農業遺産といった、身近にある大切な環境に触れながら、環境保全に対する意識の醸成を図っていく必要があります。

表 2.15 主な指定文化財

指定	文化財種類	名称
国	重要文化財	日土小学校、木造阿弥陀如来及両脇侍坐像
	史跡名勝天然記念物	八幡浜街道 笠置峠越 夜昼峠越、 八幡浜市大島のシュードタキライト及び変成岩類
	登録有形文化財(建造物)	内之浦公会堂、梅美人酒造釜場及び煙突、 梅美人酒造事務所、梅美人酒造住宅主屋、 梅美人酒造醸造場、愛媛蚕種株式会社事務室・玄関、 愛媛蚕種株式会社第 1 蚕室、愛媛蚕種株式会社第 2 蚕室、 旧川之石浦庄屋二宮家住宅石塀
県	有形文化財	木造御神像、懸仏、八幡愚童記
	無形民俗文化財	長命講伊勢踊、五反田の柱祭、川名津の柱松神事
市	建造物	了月院山門、龍潭寺本堂・庫裡、太子堂、磯崎港石波戸、 旧白石和太郎洋館、妙泉寺、菊池清治邸
	石造美術	大法寺マリヤ像、宝篋印塔三基、八幡神社の延宝鳥居、 福高寺十六羅漢石仏
	史跡	覚王寺古代遺跡、萩森城跡、西山禾山退休軒、 代官所屋敷跡、金山出石寺本堂、二宮敬作出生地跡、 二宮忠八生誕地、上甲振洋住居跡、柳谷銅山製錬所跡
	名勝	愛宕山、四国山、八幡神社付近一帯、諏訪崎
	天然記念物	真網代のアコウ、尾之花のハゼノキ、平家谷自然林、 客神社の社叢林、白王神社のイチイガシ、大島山王神社の ウバメガシ、鹿島神社のナギ、若山薬師堂のイブキ

表 2.16 日本農業遺産

名称	概要
愛媛・南予の 柑橘農業システム	<p>全国トップクラスの生産量と日本一の品目数を誇る愛媛県の柑橘農業において、南予地域はその屋台骨を担う一大柑橘産地です。複雑に入り組んだ海岸線一帯に広がる、他に類を見ない急傾斜地に拓かれた柑橘園地は、壮大で独特な景観を形成しています。労働の負担を減らすために段々畑を作り、防風垣を設置することで海からの塩害リスクを軽減するほか、高い栽培技術や様々な品種の適地適作など、持続的に経営するための工夫やノウハウが存在しています。</p> <p>生産者が結束して主体的・戦略的な産地づくりを進める「共選」組織など、独特の社会基盤やストックが存在し、過酷な条件下での小規模家族経営による経営の継続と高い収益の確保を実現しているほか、次世代育成や労働力の確保、海外への技術支援や国際的な認証取得にも積極的に取り組んでおり、世界に誇る応用可能な農業システムとなっています。</p>

6. 自然公園

本市の一部には、愛媛県自然公園条例に基づき「佐田岬半島宇和海県立自然公園」に指定されている地域があり、島嶼部は第1種特別地域～第3種特別地域、海岸沿いの多くは普通地域に指定され、宇和海に面する場所は自然公園の一部となっており、豊かな自然環境が存在しています。

しかしながら、近年は海洋ごみが多く発生するなど、自然環境の悪化が懸念されています。

今後は、自然公園等豊かな自然をとおして、環境保全の重要性を認識し市全体で協働して施策に取り組むことが重要となっています。

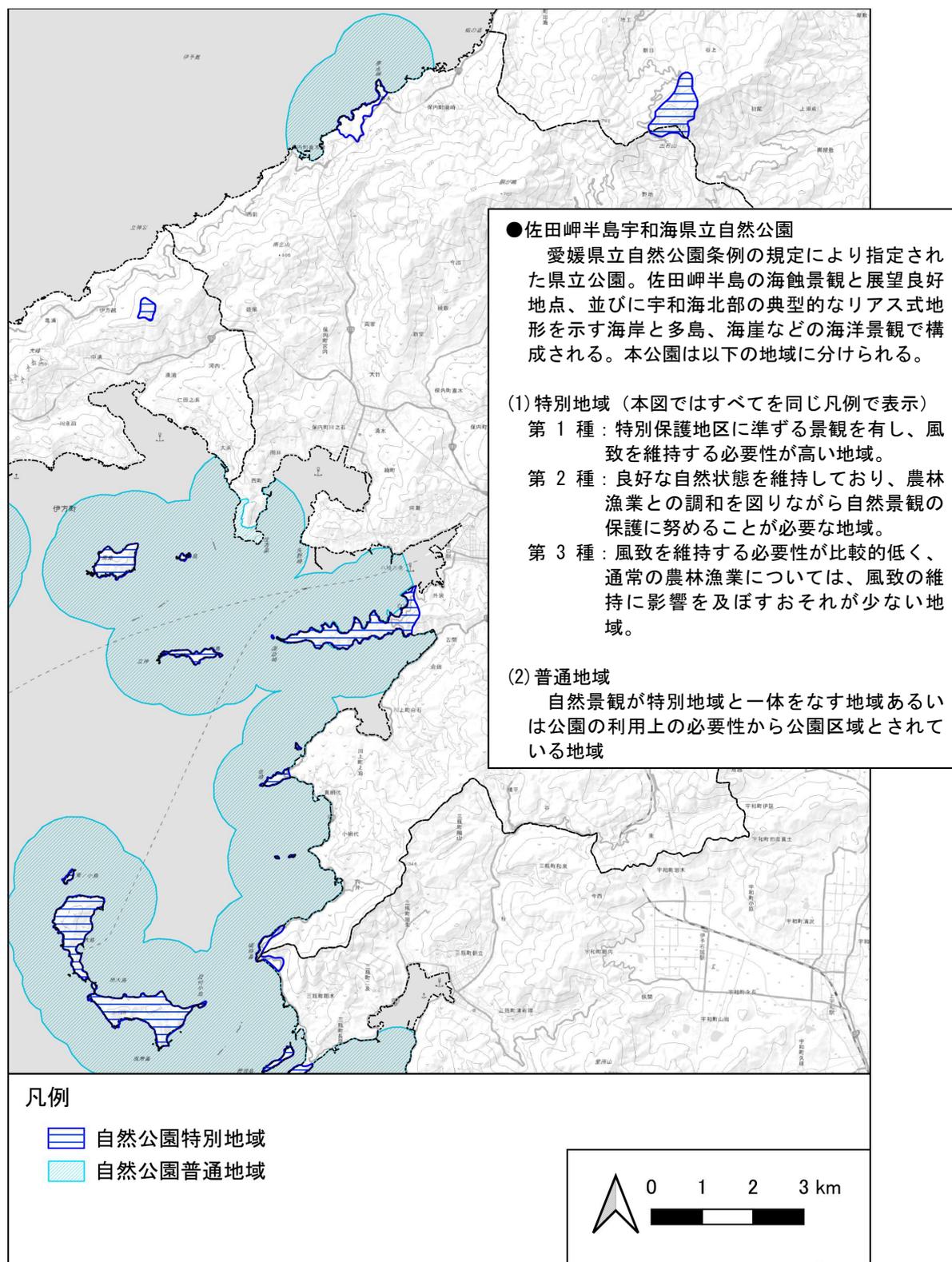


図 2.2 佐田岬半島宇和海県立自然公園の範囲

7. 保安林

本市には、約 784ha の保安林が存在しています。

保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。

今後は、水源や防災の観点から、周辺の森林と併せ、森林計画に則り維持管理を適切に行っていくことが重要です。

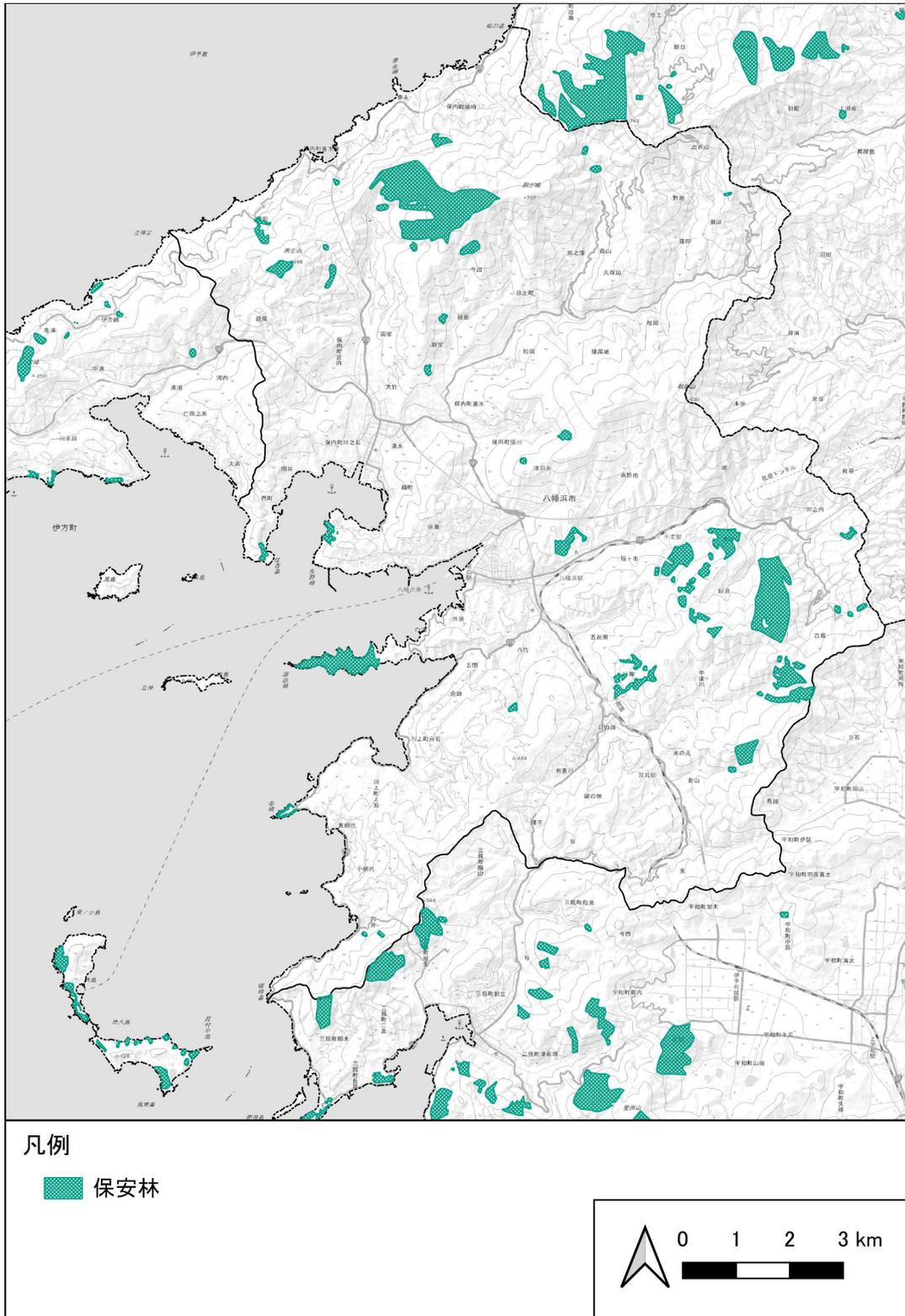


図 2.3 保安林の位置図

8. 鳥獣保護区

本市には、3箇所の鳥獣保護区が存在しています。

鳥獣保護区は、鳥獣の保護や狩猟の適正化を図るために、期間を定めて狩猟や一定の開発行為等を制限している区域であり、動物の生態系を保全する観点から重要な区域です。

近年では林業従事者の減少に伴い森林の継続的な維持管理が困難な状況となっており、林業の再興が課題となっています。

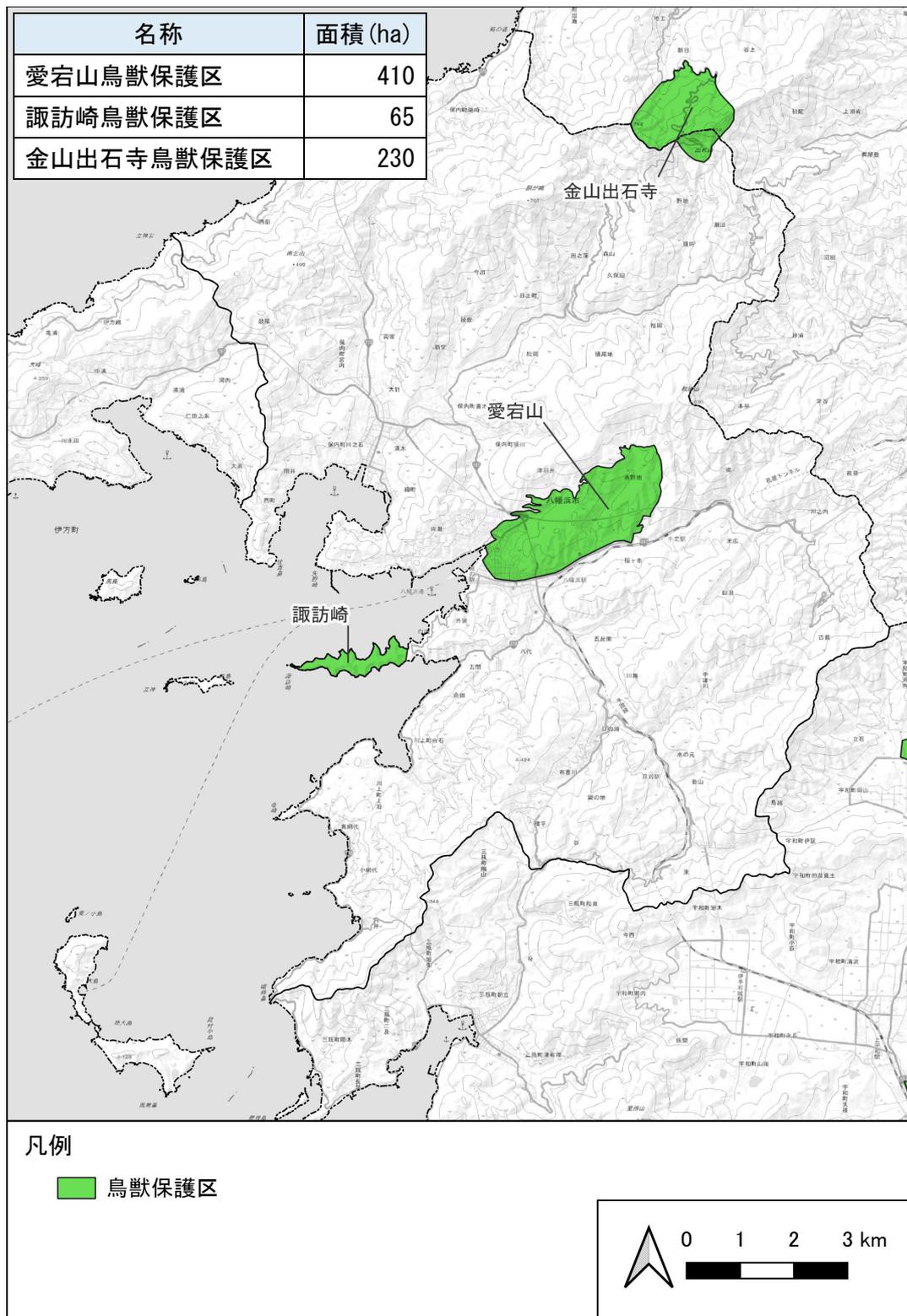


図 2.4 鳥獣保護区の位置図

第3節 環境の現況

1. 大気環境

(1) 大気質

本市では、PM2.5 の測定が常時行われています。令和 2（2020）～令和 4（2022）年度の測定結果は下表のとおりです。

表によると、令和 2（2020）年度、令和 4（2022）年度に環境基準値を超過した日がわずかにありますが、年間の平均値は基準値内に収まっており、概ね良好な状況であると言えます。基準超過の要因は黄砂の影響等が考えられますが、大陸から本市の間には、中国山地や瀬戸内海を挟むため、本市においては黄砂の影響は極めて小さいものと推測されます。

表 2.17 八幡浜測定局における PM2.5 の測定値

調査年度	有効測定日数 (日)	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間 98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合	
				(日)	(%)
令和 2(2020)	362	9.6	27.6	2	0.6
令和 3(2021)	362	8.7	20.8	0	0
令和 4(2022)	362	9.0	18.4	1	0.3
環境基準値	-	15 以下	35 以下	-	-

※出典：令和 3 年～令和 5 年版愛媛県環境白書

(2) 騒音

本市における環境騒音の状況を以下に示します。

表によると、一般地域（道路に面していない地域）、幹線交通を担う道路に近接する空間（道路沿い）ともに、測定地点では環境基準を達成する結果となっています。

表 2.18 環境騒音測定結果（一般地域）

測定場所	測定年月日 (いずれも令和 5(2023))	環境 基準 類型	騒音レベル (dB:L _{Aeq})		環境基準適合状況		
			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
八幡浜市八代	2月8日～9日	A	43	32	○	○	○
八幡浜市保内町宮内	2月8日～9日	A	46	39	○	○	○
八幡浜市大平	2月8日～9日	B	45	35	○	○	○
八幡浜市保内町宮内	2月8日～9日	B	50	38	○	○	○
八幡浜市江戸岡	2月8日～9日	C	55	49	○	○	○
八幡浜市保内町宮内	2月8日～9日	C	56	46	○	○	○

※出典：令和 5 年版愛媛県環境白書

表 2.19 環境騒音測定結果（幹線交通を担う道路に近接する空間）

測定場所	測定年月日 (いずれも令和 5(2023))	環境 基準 類型	騒音レベル (dB:L _{Aeq})		環境基準適合状況		
			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
八幡浜市松柏乙	2月8日～9日	C	68	62	○	○	○
八幡浜市保内町宮内	2月8日～9日	B	67	62	○	○	○

※出典：令和 5 年版愛媛県環境白書

2. 水環境

(1) 水質の状況

本市で実施されている水質調査の結果を以下に示します。

公共用水域の測定結果では、生活環境項目の調査にて基準を超過している項目が 1～2 項目ありましたが、生活に影響を及ぼす項目ではなく、問題ない水質であることが確認されています。

地下水においては、基準値を超過している項目が 1 項目ありましたが、生活に影響を及ぼす項目ではなく、生活環境項目と同様に問題ない水質であることが確認されています。

また、市民団体や教育機関の協力により、市内を流れる 7 つの河川では、国土交通省が実施する「身近な水環境の全国一斉調査」や「水生昆虫観察会」が実施されており、毎年簡易水質が確認されています。このような官民連携した環境把握は、市が一体となって環境保全に取り組む上で重要な取り組みであり、今後も継続した実施が必要です。

表 2.20 公共用水域水質測定結果（令和 4 年度：健康項目）

測定場所	測定年月日	検査項目数	環境基準値を超える項目数
八幡浜市・保内海域 St-5	令和 4 (2022) 年度	25	0

※出典：令和 5 年版愛媛県環境白書

表 2.21 公共用水域水質測定結果（令和 4 年度：COD（海域））

測定場所	測定年月日	検査項目数	環境基準値を超える項目数
八幡浜市・保内海域 St-5	令和 4 (2022) 年度	1	0

※出典：令和 5 年版愛媛県環境白書

表 2.22 公共用水域水質測定結果（令和 4 年度：生活環境項目）

測定場所	測定年月日	検査項目数	環境基準値を超えた項目数
八幡浜市・保内海域 St-1	令和 4 (2022) 年度	7	1
八幡浜市・保内海域 St-2	令和 4 (2022) 年度	5	2
八幡浜市・保内海域 St-3	令和 4 (2022) 年度	5	1
八幡浜市・保内海域 St-4	令和 4 (2022) 年度	7	1
八幡浜市・保内海域 St-5	令和 4 (2022) 年度	4	0
八幡浜市・保内海域 St-6	令和 4 (2022) 年度	5	1
八幡浜市・保内海域 St-7	令和 4 (2022) 年度	5	1

※出典：令和 5 年版愛媛県環境白書

表 2.23 地下水の水質調査結果（令和 4 年度）

測定場所	測定年月日	調査項目数	調査地点数	環境基準超過地点数
八幡浜市（継続監視）	令和 4 (2022) 年度	1	1	1
八幡浜市（概査）	令和 4 (2022) 年度	7	1	0

※出典：令和 5 年版愛媛県環境白書

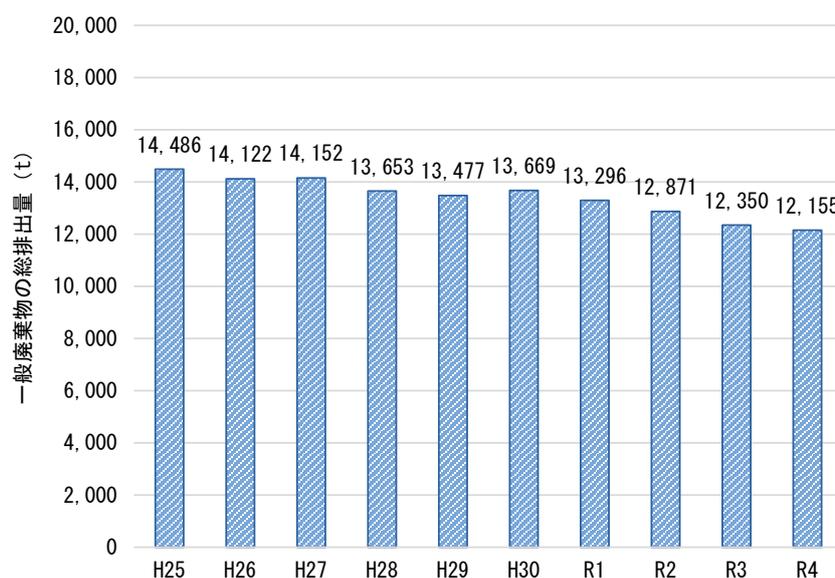
3. 廃棄物

(1) 一般廃棄物の発生状況

本市の平成 25 (2013) ~令和 4 (2022) 年の一般廃棄物発生量の推移は以下のとおりです。図によると、10 年間で 2,231t (2013 年度比 16%) 減少しており、今後も総排出量は減少していくものと考えられます。

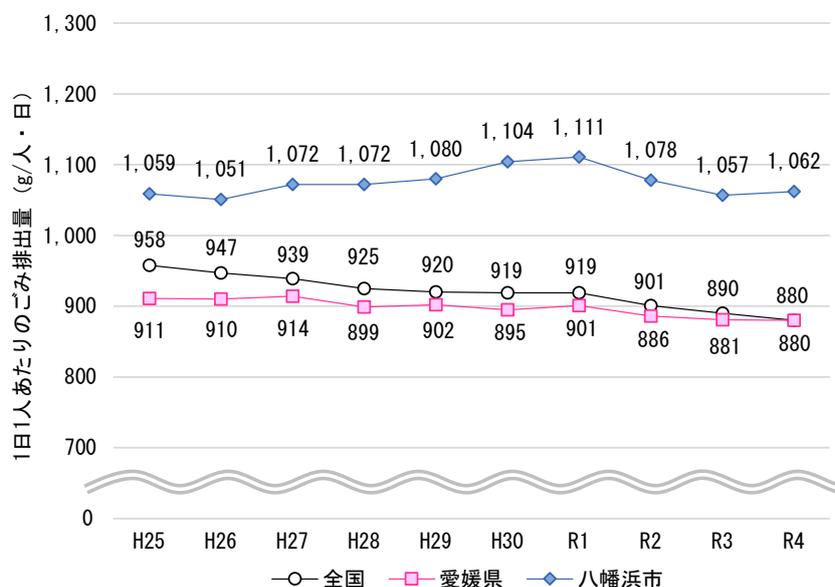
一方で、1 日 1 人あたりのごみ排出量は全国や愛媛県を上回っています。また、経年変化は微増の傾向にあります。ごみの減少量率に比べ人口減少率が大きくなっているためと推測されます。1 日 1 人あたりのごみ排出量はこのままでは増加し続ける可能性があります。

このまま推移すると、ごみの総排出量は横ばいもしくは増加に転ずる恐れもあることから、一人一人がごみの削減を意識して生活することが求められます。



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図 2.5 ごみ総排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

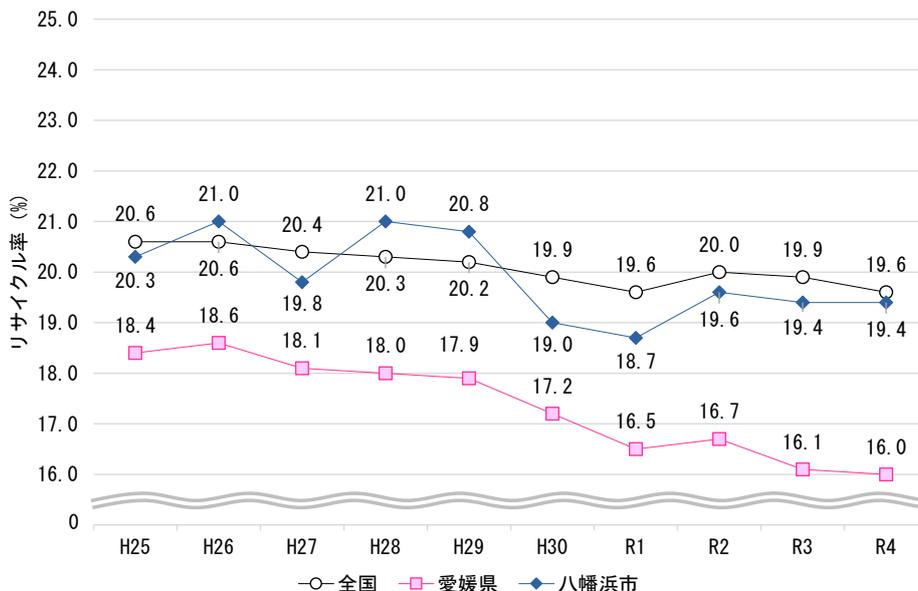
図 2.6 1 日 1 人あたりのごみ排出量の推移

(2) リサイクルの状況

本市のリサイクルの状況は以下のとおりです。

リサイクル率は愛媛県全体より高くなっており、全国とほぼ同じ率で推移しています。しかしながら、リサイクル率はやや減少傾向にあるため、ごみの総排出量の増加につながる可能性が懸念されます。

現在のごみ削減対策を継続しつつ、リサイクル率を上昇させ更なるごみ発生量削減に努めることが重要です。



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図 2.7 リサイクル率の推移

4. 再生可能エネルギーの導入状況

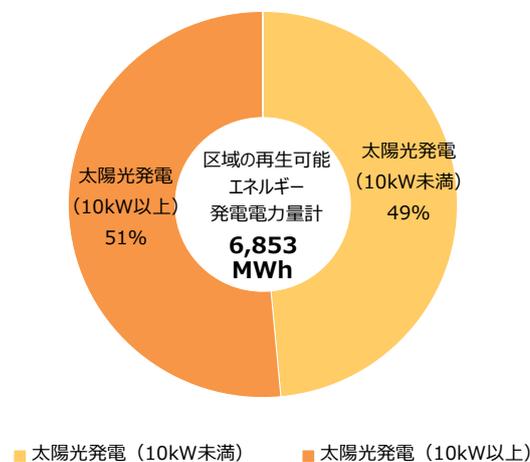
本市の再生可能エネルギーの導入状況は以下のとおりです。

本市において、再生可能エネルギーとして導入されているのは太陽光、地中熱です。

太陽光の発電量（FIT・FIP 申請されたものに限定）は 6,853MWh となっており、2021 年度の本市の電気使用量の 3.5%となっています。

しかしながら、太陽光発電の導入は、景観への配慮や安全性の観点から導入に厳しい意見が寄せられています。本市には「八幡浜市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例」（令和 2（2020）年 10 月）が制定されており、再生可能エネルギー事業の基本的事項が定められ、野立ての太陽光パネルの乱立等を防ぐ動きがなされているところです。今後は条例に沿った適切な導入が期待されます。

また、地中熱を利用した空調設備のシステムは八幡浜市民スポーツセンター1F ロビーとアリーナに導入されており、今後の利用拡大に期待が持たれています。



出典：自治体排出量カルテ（環境省）

図 2.8 太陽光発電の導入状況

第3章 市民、事業者の意識

第1節 アンケート調査の実施

本市に在住する市民、本市に拠点を置く事業者に対し、環境保全に関する意識を把握するためアンケート調査を実施しました。

実施内容は以下のとおりです。

<市民アンケート>

- 調査内容 環境問題への関心、環境保全に向けた取組内容、食品ロスや海洋プラスチックごみなどについて、計 17 問のアンケートを実施
- 調査方法 ①郵送によるアンケート用紙の配布
②市ホームページにおける web アンケート URL 及び QR コードの公開
- 調査期間 令和 6（2024）年 9 月 24 日～10 月 4 日
- 調査対象 八幡浜市民 1,000 人（20 歳以上 80 歳未満の市民を無作為抽出）
- 回答方法 ①アンケート用紙への回答記入
②アンケート用紙に記載の URL 又は QR コードより web アンケートにて回答
③市ホームページにて公開の URL 又は QR コードより web アンケートにて回答
- 回答数 計 344 件

<事業者アンケート>

- 調査内容 環境保全に向けた取組内容、環境関連部署の設置状況、環境保全実施に向けた課題、SDGs に関する内容などについて、計 10 問のアンケートを実施
- 調査方法 ①郵送によるアンケート用紙の配布
②市 HP における web アンケート URL 及び QR コードの公開
- 調査期間 令和 6（2024）年 9 月 24 日～10 月 4 日
- 調査対象 八幡浜市に事業所を置く 300 社（市内事業者を無作為抽出）
- 回答方法 ①アンケート用紙への回答記入
②アンケート用紙に記載の URL 又は QR コードより web アンケートにて回答
- 回答数 計 149 件

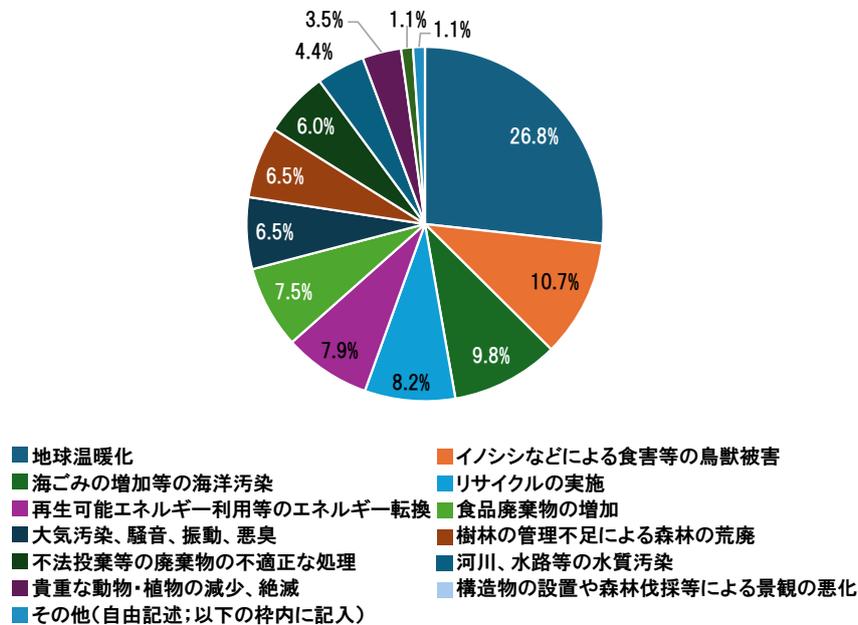
第2節 アンケート調査の結果の概要

1. 市民アンケート

- ・環境への関心は、「地球温暖化」26.8%、「獣害被害」10.7%などの日常に直結する問題が多かった。【設問B】
- ・本市の環境に感じていることとして、「環境教育の取組」、「省エネ、再エネの取組」にやや不満を感じていた。【設問C】
- ・自分が環境悪化させていると思う行動として、「二酸化炭素の排出」37.5%、「エネルギー資源の浪費」13.6%、「空家や空地の手入れ不足」11%、と地球温暖化に関するものが多かった。【設問E】
- ・環境をよくするために取り組む行動として、「ごみの減量、リサイクル」21.9%、「再エネの積極利用」14.5%、「省エネの推進」13.6%が多く挙げられていた。
- ・結果から、行政が中心となって環境保全を推進することを望んでいるように感じられた。【設問G】

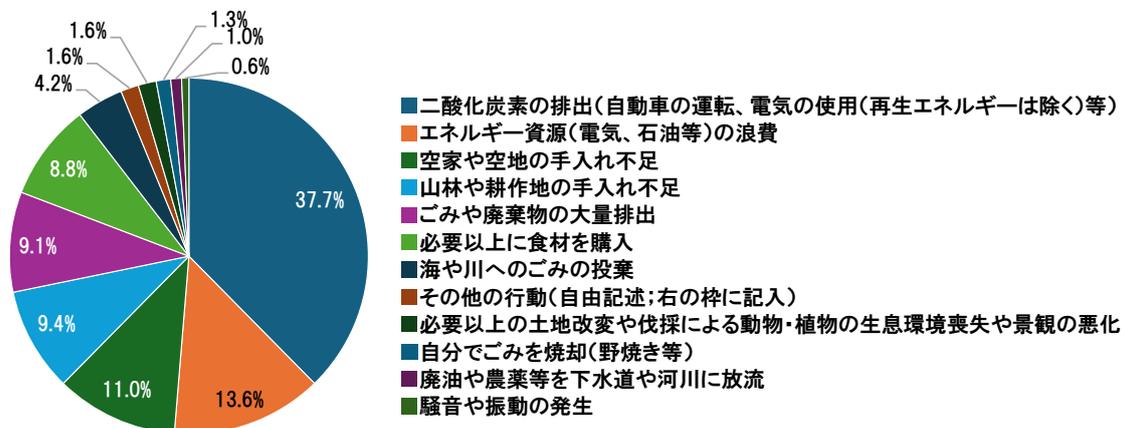
【設問Bの回答】

設問：あなたはどのような環境問題に関心がありますか。



【設問Eの回答】

設問：あなたが生活する上で、自分の行動が地域の環境に影響を与えていると感じているものはありますか。

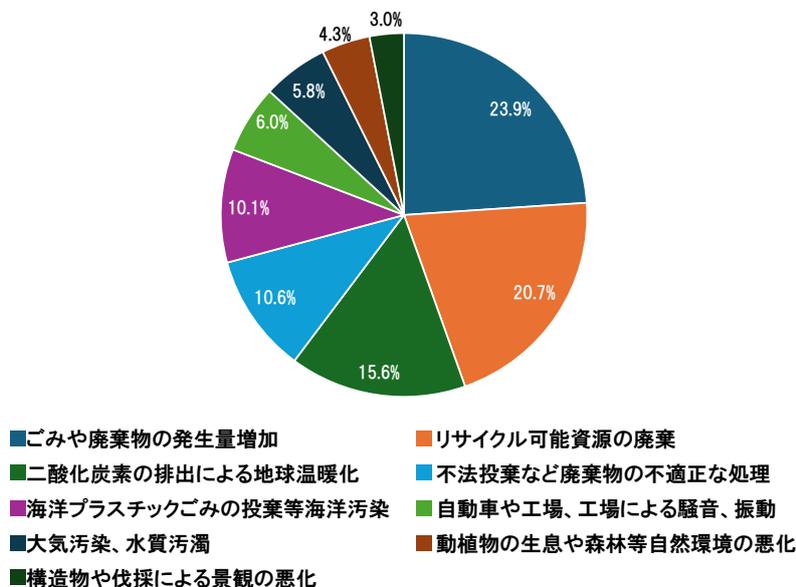


2. 事業者アンケート

- ・関心がある環境問題として、「ごみや廃棄物の増加」24.0%、「リサイクル資源の廃棄」20.5%と廃棄物に関する問題が多い。【設問 B】
- ・事業活動が環境に影響を与えていることとして、「地球温暖化」、「廃棄物の処理」が多く挙げられた。【設問 C】
- ・環境担当部署・者を設置していない事業者が大半であった。【設問 E】
- ・環境保全に後手になる理由として、「手間や時間の不足」23.5%、「ノウハウ、技術力の不足」18.0%が多く挙げられた。【設問 F】
- ・環境をよくするために取り組む行動として、「ごみの減量、リサイクル」、「不法投棄対策」、「海洋プラ対策」が多く挙げられていた。【設問 G】
- ・結果から、環境保全に取り組むための知識や技術力の向上を図ることがポイントであり、助成金等の後押しが必要と考えられた。

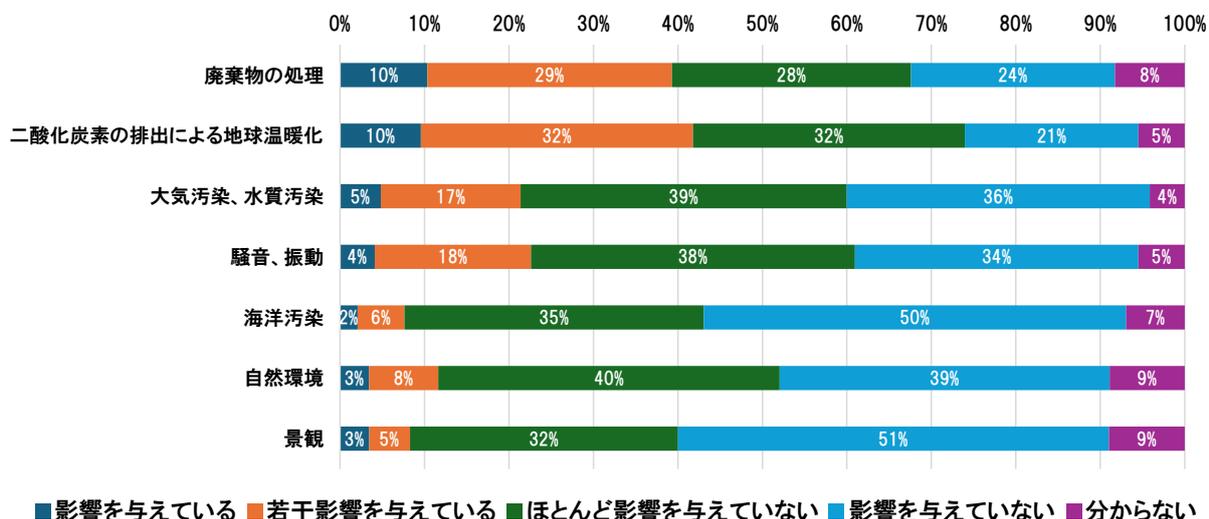
【設問 B の回答】

設問：貴社の事業内容に関わるものとして、どのような環境問題に関心がありますか。



【設問 C の回答】

設問：貴社の事業活動が環境に影響を与えていると感じているものはありますか。



第4章 望ましい環境像

第1節 八幡浜市環境基本計画の目標達成状況

1. 八幡浜市環境基本計画の施策

八幡浜市環境基本計画においてあげられた施策を以下に示します。

本市では、6つの基本方針に対して13の基本施策が掲げられ、33の施策の柱によって実施されています。

表 4.1 設定された施策内容

基本方針	基本施策	施策の柱
脱温暖化をめざすまち★	協働で築く脱炭素化をめざすまち	省エネルギーの推進 新エネルギーの活用◆ 温暖化対策に取り組む人づくり
	人と環境にやさしいまち	環境にやさしい交通 歩いて暮らせるまちづくり
自然を守るまち	健全で豊かな森林づくり	機能に応じた森林づくり 健全で豊かな森林づくり
	私たちの財産である農地の保全	農地の保全 環境保全型農業の推進
	親しみのある水辺の保全	河川環境の保全・再生 海環境の保全・再生
	多様な生物が息づくまち	動植物の保護 生物の生態調査・環境学習の推進 被害を及ぼす生物の管理・防除◆
自然に触れるまち★	水と緑の空間づくり	緑のまちづくり やすらぎの空間づくり
	魅力的な景観づくり	地域特性を生かした景観づくり 市民とともに進める景観づくり
公害のないまち	生活環境の保全	大気環境保全対策 水質環境保全対策 騒音・振動・悪臭対策 土壌・地下水汚染対策 有害化学物質対策
資源が循環するまち	資源循環の推進	3R推進の仕組みづくり◆ Reduce（リデュース）の推進 Reuse（リユース）の推進 Recycle（リサイクル）の推進 食品ロス削減の推進◆
	廃棄物の適正処理の推進	ごみ処理体制の整備◆ 不法投棄対策の充実◆
参加と協働のまち★	地域づくり	持続可能な社会の主役づくり 活動支援機能の充実
	協働の仕組みづくり	各主体の参加・協働の仕組みづくり◆

注) ★は重点プロジェクト ◆は中間見直しにて重点事項とされたもの

赤字は中間見直しにて追加された内容を示す。

2. 基本施策の目標達成状況

八幡浜市環境基本計画では、前頁の表に示す基本施策ごとに目標を設定しています。これら目標とその達成状況は下表のとおりでした。

表によると、半数以上の基本施策にて目標を達成しています。一方で、未達成の基本施策は状況が悪化しており、今後留意が必要であり、次期計画において取り組むべき課題と考えています。

表 4.2 基本施策の目標達成状況

基本施策	評価指標	目標	最新状況	達成状況
協働で築く脱炭素化をめざすまち	市全体の二酸化炭素総排出量	毎年1%減(計10%減)	27.2%減※	達成
人と環境にやさしいまち	市全体の二酸化炭素総排出量	毎年1%減(計10%減)	27.2%減※	達成
健全で豊かな森林づくり	間伐整備された面積	110ha/年	15ha/年	未達成
私たちの財産である農地の保全	耕作放棄率	8%	12.8%	未達成
親しみのある水辺の保全	水辺やみどりに十分に親しめる場があると感じる市民の割合	60%	86%	達成
多様な生物が息づくまち	生物多様性を維持・回復	指標となる生物が常に確認できる状態に保つ	調査中	
水と緑の空間づくり	公園の満足度	30%	変化なし	未達成
魅力的な景観づくり	市街地の景観が良好に保たれていると感じる市民の割合	35%	69%	達成
	自然的な景観が良好に保たれていると感じる市民の割合	80%	86%	達成
生活環境の保全	調査測定地点の環境基準適合率	95%	72.7%	未達成
資源循環の推進	市民1人1日あたりの家庭ごみ量	600g	697g	未達成
	ごみ総排出量	13,000t	12,155t	達成
廃棄物の適正処理の推進	市民1人1日あたりの家庭ごみ量	600g	697g	未達成
	ごみ総排出量	13,000t	12,155t	達成
地域づくり	日常生活において環境に配慮している市民の割合	80%	76.3%	未達成
協働の仕組みづくり	環境基本計画施策推進協力者数	80%	調査中	

※温室効果ガスの削減割合は、平成30(2018)年度の数値を用いている。

第2節 望ましい環境像の設定

本市の上位計画である、「第2次八幡浜市総合計画」では、「過去に学び 現在を見つめ 共に創ろう 輝く未来」を将来像として掲げ、「地方創生」をめざして計画を推進しています。

総合計画の施策分野のうち、本計画に関連する分野として「防災・環境」が設定され、5つの主要課題に取り組んでいるところです。中でも、環境に関わる主要課題として次頁以降に示すものが3つ挙げられています。（次頁以降に第2次八幡浜市総合計画より抜粋）

また、前頁に示した目標達成状況をみると、未達成項目があり、特に森林や農地といった、本市の特徴の一つである自然環境の保全により一層取り組むことが重要です。

本市は、山、川、海に恵まれ自然豊かなまちです。総合計画で挙げられた環境要素「温暖化」、「景観」、「循環型社会」を筆頭に、日本農業遺産に指定された「愛媛・南予の柑橘農業システム」を構成するみかん畑をはじめとする、自然環境や生活環境の様々なものに対して保全の意識を持つことが重要です。

したがって、本計画における望ましい環境像を以下のとおり設定し、本市の環境を将来の世代に残せるよう、計画を推進していきます。

◆望ましい将来像◆

持続可能な環境をはぐくむまち 八幡浜
— 豊かな自然と日常生活の共生 —

<主要課題④> 自然環境・景観の保全①

第2次八幡浜市総合計画抜粋

現況及び予想される10年後の状況

大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした私たちの生活スタイルは、物質的な豊かさをもたらし、生活の利便性を高めた一方で、環境に大きな影響を与えています。

自動車の排気ガスによる大気汚染や河川などの水質汚濁、廃棄物の不法投棄問題などの身近な生活型のものから、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題にまで拡大しています。増大する環境への負荷は、自然の生態系を破壊し、さらには、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っています。

◆問題点

●さまざまな環境要素の範囲を明確に区分することが困難となった現在では、それぞれの環境要素の境界が重なり合っています。

対応方針

環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的として行われなければなりません。また、自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然が共生し、循環を基本とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築をめざし、市、市民及び事業者がそれぞれの役割分担の下に、自主的かつ積極的に行います。さらに、地球環境の保全は、市、市民及び事業者が自らの課題としてとらえ、それぞれの施策、日常生活及び事業活動において積極的に推進していきます。

注) 上記は平成28年3月に策定された「第2次八幡浜市総合計画」より抜粋した内容であり、この計画の内容をそのまま掲載しているため、地名等現在と異なる文言が含まれています。

＜主要課題④＞自然環境・景観の保全②

第2次八幡浜市総合計画抜粋

現況及び予想される10年後の状況

【景観保全】

旧八幡浜、保内川之石地区には、擬洋風建築の建物や昔の町家等が点在し、明治から昭和初期に繁栄した地方都市の面影を残しています。また、みかん畑や青石の石垣等の海・山・まちの優れた眺望を有しています。

一方、開発や建物の更新による乱雑さが生じており、また建物の老朽化による景観への悪影響も懸念されています。

【公園の整備】

市内には公園施設として、王子の森公園、愛宕山公園、平家谷公園、神越公園の4都市公園の他、自然休養林諏訪崎や北浜公園、市民スポーツパーク、斐光園、夢永コミュニティ公園、琴平公園などがあります。

現在、多くの公園施設は老朽化が進み、保全改修が必要となりつつあります。

◆問題点

- 無秩序な建築行為や開発行為が行われると、八幡浜らしさが失われ地域への愛着心が低下します。また、老朽化や放置等により景観へ悪影響を及ぼすことが懸念されています。
- 公園施設の老朽化により、施設の安全性や景観へ影響します。

対応方針

【景観保全】

美しく快適なまちづくりを進めるための根幹的な計画として景観計画を位置づけ、良好な景観形成に対する市民の興味と関心を高めることにより、意識の喚起、市内外へのアピールの契機となるよう努めます。

【公園の整備】

計画的な維持保全により、良好な景観保全を図ります。

注) 上記は平成28年3月に策定された「第2次八幡浜市総合計画」より抜粋した内容であり、この計画の内容をそのまま掲載しているため、地名等現在と異なる文言が含まれています。

現況及び予想される10年後の状況

各家庭から分別されて排出された一般廃棄物は、直営及び委託業者によって収集された後、八幡浜南環境センター、北環境センター及び民間施設において中間処理を行っています。ごみ焼却施設から発生した焼却灰や、リサイクルプラザから搬出される資源物を選別した後の不燃残渣については、八幡浜一般廃棄物最終処分場及び民間の一般廃棄物最終処分場において埋設処分しています。

しかし、廃棄物・リサイクル対策については、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の制定等により順次、拡充・整備が図られてきています。廃棄物の発生量の高水準での推移、リサイクル推進の一層の要請、困難な廃棄物処理施設の立地、不法投棄の増大などについて今後も改正された法や制度に対応した政策を行っていきます。

◆問題点

●大量生産、大量消費に支えられた経済発展により、便利で豊かな生活を享受してきましたが、同時に大量廃棄を行うことになり自然環境に大きな負荷をかけ地球温暖化等の問題を引き起こすことになっています。

対応方針

ごみ量の増加による自然環境への影響を考え、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に沿って以下のことに取り組みます。

排出抑制の有効施策になり得るごみ処理の有料化、生ごみ処理機購入を推進するための補助、レジ袋削減のためのマイバック運動の推進等を実施することにより、廃棄物等の減量化を図ります。

廃棄物をリサイクルしやすくするため、びん・かん等分別による一般収集や牛乳パック・古着・食用油の各地区公民館等での拠点回収を実施し、また、子ども達の身近な環境教育活動の一環として学校及びPTAによる集団資源回収の推進等を行い資源の循環的な利用を図ります。

排出された廃棄物については、南環境センター等の処理施設を利用して適正に処分を行います。

注) 上記は平成28年3月に策定された「第2次八幡浜市総合計画」より抜粋した内容であり、この計画の内容をそのまま掲載しているため、地名等現在と異なる文言が含まれています。

第5章 環境保全に向けた基本方針と具体的な取組

第1節 基本方針の設定

望ましい環境像の実現に向け、本計画では以下の5つの方針を設定します。

また、基本方針の下に基本施策を置き、各方針をめざすために的確な施策を推進します。

基本方針1 脱炭素をめざすまち

- 基本施策1 再生可能エネルギーの利用促進
- 基本施策2 省エネルギー対策の推進
- 基本施策3 低炭素まちづくりの推進

基本方針2 自然を守るまち

- 基本施策1 豊かな森林の維持
- 基本施策2 農業遺産の保全
- 基本施策3 水辺環境の保全
- 基本施策4 多様な動植物の生息環境の維持
- 基本施策5 美しい景観の維持

基本方針3 公害のないまち

- 基本施策1 生活環境の保全

基本方針4 資源が循環するまち

- 基本施策1 3Rの推進
- 基本施策2 廃棄物の適正処理の推進
- 基本施策3 食品ロスの削減

基本方針5 参加と協働のまち

- 基本施策1 環境保全に取り組む地域づくり

第2節 「持続可能な開発目標」を視野に入れた施策の取組

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。平成 27 (2015) 年に開かれた国連サミットにおいて合意されました。

この目標は、すべての国が取り組むべき普遍的 (ユニバーサル) な目標です。各国政府による取組だけで達成できるものではなく、企業や地方自治体、学術研究機関や市民社会、そして一人ひとりに至るまで、すべてのひとの行動が求められています。

わが国では、平成 28 (2016) 年に「SDGs 推進本部」を設置し、年 2 回のペースで会合を開催しており、「SDGs 実施指針」を策定するなど、積極的に活動を展開しています。

愛媛県では、「第三次えひめ環境基本計画」や「愛媛県地球温暖化対策実行計画」に盛り込み、環境施策の実施に合わせて持続可能な目標の達成にも寄与すべく取り組んでいます。

また、SDGs を構造的に表現した「SDGs ウェディングケーキ」に示されるとおり、17 の目標は相互に関連していることから、単体目標ではなく複数の目標達成をめざせるような取組を行って、多様な環境問題の解決に向かうことが重要となっています。

本市においても、「SDGs」の観点を取り入れながら各種施策を実施していくことにより、削減目標の達成をめざします。



図 5.1 SDGs の 17 の目標



図 5.2 SDGs ウェディングケーキ

第3節 具体的な取組

1. 基本方針1 脱炭素をめざすまち

(1) 現状と課題

近年、地球温暖化に起因すると考えられる異常気象や、それに伴う災害が激甚化・頻発化しています。今後、地球温暖化の進行によって、豪雨等の発生リスクはさらに高まることが予測されており、私達の安全・安心な暮らしや地域の自然資源を活用した農林水産業等をはじめとした多くの経済活動に影響を及ぼす可能性があり、地球温暖化は人類共通で取り組むべき課題となっています。

本市の地球温暖化対策実行計画によると、温室効果ガス排出量は減少傾向にありますが、令和2(2020)年度は平成25(2013)年度比で32.9%減少しているものの、令和12(2030)年度の目標である46%以上の削減に向けてこれまで以上に削減することが重要です。これまでに、省エネ対策を中心に市全体で温室効果ガスの削減に努めてきましたが、さらなる努力が必要になります。

ただし、近年は再生可能エネルギーの導入に伴う土地の脆弱性を招く工事や、これらに起因する災害の誘発が住民不安を引き起こすことが懸念されており、不安の払しょくも含めた対応が重要となります。



出典：広報 やわたはま 2018 8月号

地球温暖化の影響と考えられる災害（「平成30年7月豪雨」）

(2) 目標の設定

基本施策ごとの目標を下表のとおり設定します。

表 5.1 基本方針1の目標

基本施策	指標	現状	目標値
再生可能エネルギーの利用促進	太陽光発電導入相当件数	1,251件 ^{※1}	10,000件
省エネルギー対策の推進	国等と連携した対策による削減量	—	50千t-CO ₂
低炭素まちづくりの推進	EVスタンドの設置基数(市内)	14基 ^{※1}	100基

※1 第1次八幡浜市地球温暖化対策実行計画(R6.3)に記載の数値

(3) 具体的な取組



基本施策ごとの具体的な取組は以下のとおりです。

【基本施策 1 再生可能エネルギーの利用促進】

本市の自然条件から有望視される太陽光発電や、太陽熱や地中熱など導入可能なところから積極的に導入を図り、エネルギーのクリーン化やエネルギー自給率向上を進めます。

施策① 公共施設における率先導入

- ◆ポテンシャルの高い再生可能エネルギーを中心にした導入、先進技術導入に向けた取組
⇒太陽光発電・蓄電池・地中熱を利用した再エネ設備の導入、電気自動車など次世代自動車の導入と利用環境の整備 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性			●

施策② 民間における太陽光発電設備導入の推進

- ◆導入事例が多い再生可能エネルギーの導入支援、協働での導入に向けた取組
⇒住宅への太陽光発電設備の積極的な導入支援、行政と民間の共同購入による太陽光発電事業の展開、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）やネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）、ビルエネルギー管理システム（BEMS）、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の導入推進

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

施策③ 地域資源の利用促進及び検討

- ◆未利用エネルギーや次世代エネルギーの利用に向けた取組
⇒地中熱利用の普及・促進・支援、風力等の利活用の検討、水素エネルギーを中心とした次世代エネルギーに関する理解促進 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性		●	●

施策④ 再エネを最大限活用するための制度・仕組みづくり

- ◆推進体制の構築や環境教育・情報提供に向けた取組
⇒市民を巻き込んだ推進体制や産官学金連携による推進体制の検討、出前教室等の環境教育の実施や広報誌や SNS を活用した情報発信 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性			●

【基本施策 2 省エネルギー対策の推進】

日々の暮らしや活動の中でエネルギーの効率的な利用を心がけ、省エネ性能の高い設備機器に関心を持ち、積極的に導入・転換を図り、着実に省エネルギー化を進めます。

施策① 公共施設における省エネルギー対策の徹底

◆エネルギー利用の減少に向けた取組

⇒高効率機器への転換促進、新築建築物のネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の導入推進、省エネ診断や省エネ改修の実施

関連主体	市民	事業者	行政
関連性			●

施策② 民間における省エネルギー化の推進

◆省エネルギー機器の普及や省エネルギー事業、環境教育・情報提供に向けた取組

⇒高効率機器の普及推進に向けた補助等の支援、うちエコ診断に代表される省エネルギー化に貢献する事業に関する仕組みづくり 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

施策③ 徹底した省エネルギーを実現するための制度・仕組みづくり

◆本市が一体となつての省エネルギー推進に向けた取組

⇒啓発冊子の発行、省エネセミナーの開催、エネルギーに関する出前教室等のエネルギーに関する理解促進活動の推進、理解促進のための仕組みや制度づくり 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性			●

【基本施策3 低炭素まちづくりの推進】

「歩いて暮らせるまちづくり、持続可能なコンパクトシティの実現」をめざし、自動車に依存せずに移動できるよう、公共交通や自転車の利便性を高めるなど、まちづくりの観点から温室効果ガス*の排出削減を進めます。

また、市民や事業者がエコドライブ*を実践し、自動車の買い換え時には電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）など、環境性能に優れた自動車の導入を推進します。

施策① 民間における電動車の導入促進

◆電気自動車等次世代自動車の導入に向けた取組

⇒補助制度を活用した電動車の導入促進、充電設備の整備促進 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

施策② 自動車利用抑制・エコドライブの推進

◆公共交通機関の利用やエコドライブ実践に向けた取組

⇒地域公共交通計画と連携した公共交通利用促進、事業者と連携したエコドライブの普及啓発 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

施策③ 森林の保全・整備の推進

◆電気自動車等次世代自動車の導入に向けた取組

⇒補助制度を活用した電動車の導入促進、充電設備の整備促進 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

施策④ 多様な方法による吸収の検討

◆本市の特性を生かした新たなCO₂吸収対策の実施に向けた取組

⇒海域でのブルーカーボンによるCO₂吸収に関する調査研究を関連機関と連携して実施 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性		●	●

2. 基本方針2 自然を守るまち

(1) 現状と課題

本市の社会環境は、気候変動をはじめとする自然現象、人口減少等の社会現象が大きく変化しており、これまでと同じ暮らし方では現状の社会環境を維持することが難しい状況となっています。

本市は、海、山と自然に恵まれた地形を有しており、豊かな自然環境を有しています。「森林浴の森日本 100 選」にも選ばれた諏訪崎、日本農業遺産に認定された急傾斜地に形成されたみかん畑を有する地域、自然災害が少なく長い年月をかけて形成された多様な動植物の生態系、森林や農耕地、港町といった良好な景観資源を有する地域と、将来世代に引き継ぐべき自然環境が多く存在しています。

しかしながら、近年の気候変動や人口減少などに伴う環境の変化により、森林や農耕地の荒廃や貴重な動植物の生息・生育状況の変化、都市の近代化による自然景観の減少など、本市特有の自然が徐々に失われており、このままでは豊かな自然との共生が難しくなるものと考えられます。したがって、これら自然を守るために様々な方策を実施していくことが重要になっています。



諏訪崎



日本農業遺産の風景

出典：八幡浜市ホームページ

八幡浜を代表する自然

(2) 目標の設定

基本施策ごとの目標を下表のとおり設定します。

表 5.2 基本方針2の目標

基本施策	指標	現状	目標値
豊かな森林の維持	間伐面積（年間）の増加	15ha ^{※1}	50ha
農業遺産の保全	耕作放棄地面積減少	12.8% ^{※1}	5%
水辺環境の保全	河川・海浜美化活動の実施回数	—	3回/年
多様な動植物の生息環境の維持	自然観察会の実施回数	—	4回/年
美しい景観の維持	景観計画区域での清掃活動	—	4回/年

※1 八幡浜市調べ

(3) 具体的な取組



基本施策ごとの具体的な取組は以下のとおりです。

【基本施策 1 豊かな森林の維持】

本市の森林は市総面積の約 53%を占めていますが、林業の担い手不足などにより荒廃が懸念されます。森林は水源涵養機能、生物多様性の保全機能、保健・レクリエーション機能など多くの公益的な機能を有しており、その機能の維持・向上、そして機能を十分に発揮できるように森林の整備および保全を進めていく必要があります。

そのためにも森林の公益的機能の重要性を周知し、市民、事業者の支援や国・県との連携により保全・再生を推進し、さらにはその利活用を図っていくことが必要です。

施策① 森林の機能維持・向上

◆水源涵養機能、土壌保全機能、防災機能を維持・向上させる取組

⇒適切な間伐の促進、裸地の縮小・分散、保安林の指定と適切な管理 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性		●	●

施策② 森林資源の利活用と普及啓発

◆木材の生産機能の維持・需要拡大、森林資源活用に向けた体制づくり・人材育成、森林資源を活用した産業の創出・活性化に向けた取組

⇒適切な造林・林業施業の集約化、森林に関する情報提供や環境学習の実施、計画的な生産体制の確立、林業事業者の支援による安定的な事業量の確保、木質バイオマスの推進、間伐材の有効利用 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

【基本施策 2 農業遺産の保全】

本市を含む周辺地域は、平成 31（2019）年 2 月に「愛媛・南予の柑橘農業システム」として日本農業遺産に認定されました。

しかし近年、人口減少や自然災害の頻発に加え、イノシシなど野生動物による鳥獣被害の影響で、農業経営は厳しい状況に直面しています。その結果、耕作放棄地が増加し、農地のみならず集落や地域全体の維持が難しくなる懸念があります。

この貴重な農業遺産を将来にわたり守り続けるためには、後継者の確保や農業経営の経済性向上といった課題の解決に加え、集落や地域の活力を維持・向上させる取り組みが求められています。

施策① 農地の保全

◆計画的な土地利用、農地の有効活用、農地の価値向上に向けた取組

⇒農地転用許可制度の適正な運用、農地バンクや新規就農者支援などの制度拡充、八幡浜ブランド農産物の安定生産による付加価値の向上、地産地消の促進 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性		●	●

【基本施策 3 水辺環境の保全】

本市を流れる河川の周辺には、土石流やがけ崩れの危険区域に指定されている場所が多く、防災対策や河川機能の確保が重要な課題となっています。その一方で、これらの対策が生物の生息可能な場所を縮小させることもあり、安全面と自然環境の保全を両立させることが求められています。

現在、海岸や河川沿いには、多様な生物が生息する貴重な自然環境が広がっており、市民にとっても身近な憩いの場となっています。しかし、近年の気候変動の影響による水量の減少や、防災対策としての河川改修などにより、良好な水辺空間が減少している状況が懸念されています。

また、本市は宇和海と瀬戸内海の 2 つの海に面しており、海岸沿いではペットボトルや養殖用ブイなどの海洋プラスチックごみの漂着が目立っています。これらは海洋生物への悪影響や景観の損失を招く可能性があり、良好な水辺環境を維持することが喫緊の課題となっています。

施策① 河川環境の保全・再生

- ◆湧水地の保全、河川環境の維持、水質汚染の抑制・防止、水生生物への理解等保全・再生に向けた取組

⇒湧水池の保全に係る地域活動の支援、河川清掃活動の積極的な推進、河川マナーの普及啓発、排水対策、環境学習の充実 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

施策② 海洋環境の保全・再生

- ◆海岸・海底の環境維持、海洋汚染の抑制・防止、水生生物への理解等保全・再生に向けた取組

⇒海浜清掃活動の積極的な推進、ボランティア等環境団体の支援、排水対策、環境学習の充実 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

【基本施策 4 多様な動植物の生息環境の維持】

豊かな自然に囲まれた本市は、多様な生物が生息する地域であり生物の多様性は私たちにさまざまな恵みをもたらしてくれる貴重な財産ですが、人の営みとの共存が難しい一面も発生しており、生物多様性を脅かす課題も少なくありません。

近年では、気候変動の影響もあり、シカやイノシシ等が良好な自然環境を荒らしてしまうことが報告されており、人の生活への影響と共に今後環境悪化が拡大していくことが懸念されます。また、外来種の増加も大きく影を落としており、本市の固有の動植物にも影響を与えつつあります。

人も生態系の一部を構成していることを念頭に置いて、人と動植物が共存できる空間の維持・創造に向けて配慮していくことが重要です。

施策① 動植物の重要性の普及啓発

◆ 貴重な動植物の保護、重要性の周知に向けた取組

⇒パンフレットによる貴重な動植物の普及啓発、動植物生息場所の清掃活動の積極的な推進、まちの緑化 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

施策② 環境学習の推進

◆ 環境学習会の実施、学習会実施の支援に向けた取組

⇒環境学習機会の創出、ボランティア等環境団体の支援、地域環境に関するデータの収集・情報提供 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性		●	●

施策③ 外来生物の影響や鳥獣被害の抑制

◆ 外来種対策、鳥獣被害対策に向けた取組

⇒外来種の生態等に関する普及啓発、外来種の駆除、国や県との連携による被害低減、獣害が寄り付かない対策（廃棄する農作物や食品残渣の処理徹底、忌避装置の設置等） 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

施策④ 官民連携強化による多様な生息・生育環境の保全

◆ 急激な環境変化の抑制に向けた取組

⇒河川改修、河川浚渫等環境変化を伴う工事における環境配慮の推進、環境変化に関する連絡・相談窓口の設置による情報収集の強化、森林伐採等変化を伴う作業に対する作業方法等の規制強化による環境保護の推進

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

【基本施策 5 美しい景観の維持】

本市の景観は、宇和海や瀬戸内海に面した海辺のまちと、樹園地が広がる山腹、集落地が細長く連続する山麓・谷筋から構成されています。

景観資源は市内に広がっていますが、港まちとしての特性が強く、中心市街地は商業エリアの形成と水産文化を色濃く残した港に隣接した地域に形成されています。

一方、山側に目を向けると、愛宕山、権現山などから海に向けての眺望がよい場所があり、本市の景観の特徴と捉える市民も多く、市民に親しまれる景観を形成しています。

また、本市は景観計画を作成しており、景観計画区域（旧八幡浜市街地、権現山及び周辺山麓部、川之石・宮内・喜須来等市街地）が海岸付近に広がっています。しかし、まちの発展や異常気象の影響などによる自然景観の喪失なども見受けられ、今後は、これらの自然資源を適切に保全するとともに、身近な緑を増やすことにより、潤いのある景観の形成を図ることが大切です。

なお、本市では、近年では再生可能エネルギー（特に太陽光発電）の導入により、森林の過剰な伐採が問題視されており、美しい景観が保てなくなることが住民から不安視されています。このような事態に向け、令和 2 年 3 月に「八幡浜市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例」が制定され、乱開発の抑止に向けた取組が行われており、本条例との連携を視野に入れた景観の保全も重要になっています。

施策① 地域特性を生かした景観づくり

- ◆ 3つの景観計画区域（市街地景観形成地域、海・山景観保全地域、まち筋等景観形成地域）の特徴を踏まえた保全に向けた取組

⇒活気のあるまち、豊かな自然景観資源、歴史・文化的景観資源を保全するための方策を検討 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性			●

施策② 市民とともに進める景観づくり

- ◆市民・事業者・行政の協働による保全や普及啓発に向けた取組

⇒身近な場所や公共施設を中心とした先導的な景観づくり及びその支援、ホームページや景観に関する学習会実施による情報提供、普及啓発 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

3. 基本方針3 公害のないまち

(1) 現状と課題

本市には、PM2.5の大気常時観測局があり、基準値は満足している状況です。また、騒音についても、愛媛県の調査地点すべてにおいて環境基準を満足しており、大気環境については現状大きな問題は発生していませんが、道路沿いに住居が存在しており、状況によっては苦情が発生することが懸念されます。

水質は、海域で環境基準を超過している項目がありますが、概ね環境基準を満足している状況です。また、地下水についても1項目基準を超過しているものがありますが、その他は環境基準を満足しています。現状では大きな問題になっていることはありません。

土壌や有害物質に関しても環境基準を満足しており、本市の生活環境においては良好な環境が維持されているものと考えられます。

しかしながら、近年の急激な環境変化により、今後何らかの影響が発生することも考えられます。生活環境は日常生活に密接に関わるため、引き続き留意しておくことが重要です。

表 5.3 環境騒音測定結果（幹線交通を担う道路に近接する空間）

測定場所	測定年月日 (いずれも令和5(2023))	環境 基準 類型	騒音レベル (dB:LAeq)		環境基準適合状況		
			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
八幡浜市松柏乙	2月8日～9日	C	68	62	○	○	○
八幡浜市保内町宮内	2月8日～9日	B	67	62	○	○	○

※P.22の表2.22を再掲

表 5.4 公共用水域水質測定結果（令和4年度：生活環境項目）

測定場所	測定年月日	検査項目数	環境基準値を超えた項目数
八幡浜市・保内海域 St-1	令和4(2022)年度	7	1
八幡浜市・保内海域 St-2	令和4(2022)年度	5	2
八幡浜市・保内海域 St-3	令和4(2022)年度	5	1
八幡浜市・保内海域 St-4	令和4(2022)年度	7	1
八幡浜市・保内海域 St-5	令和4(2022)年度	4	0
八幡浜市・保内海域 St-6	令和4(2022)年度	5	1
八幡浜市・保内海域 St-7	令和4(2022)年度	5	1

※P.23の表2.25を再掲

(2) 目標の設定

基本施策ごとの目標を下表のとおり設定します。

表 5.5 基本方針3の目標

基本施策	指標	現状	目標値
生活環境の保全	環境基準の指定がある調査地点の 基準達成率	96.5% ^{※1}	現状維持

※1 令和5年度愛媛県環境白書資料編に記載の環境基準超過状況から算出



(3) 具体的な取組

基本施策ごとの具体的な取組は以下のとおりです。

【基本施策1 生活環境の保全】

大気質や騒音、水質などの生活環境は、市民の日常生活に直結するものであり、快適な生活を送る上で重要な要素です。

現時点では、市民が暮らす地域においては、環境基準を満たした状態が維持されていますが、社会情勢の変化により、この良好な環境が損なわれる可能性が懸念されます。

基準を超過していなくても、生活環境の維持に努めることが重要です。

施策① 大気環境保全対策

◆固定発生源・移動発生源への配慮や各種調査結果取得に向けた取組

⇒工場や事業所、家庭における排出抑制に関する普及啓発や低公害型機器導入の促進、エコドライブ、ノーマイカーデーといった自動車利用での抑制に関する対策、道路整備や渋滞解消策といった道路網対策、現地調査の実施や他機関の調査結果整理による現状把握 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

施策② 水質環境保全対策

◆汚濁物質の流入防止や水辺環境の美化に向けた取組

⇒河川や海での工場に向けた普及啓発、工場や事業所、家庭における排水の抑制に関する普及啓発や設備導入の支援、水質のモニタリング継続実施と結果公表による情報提供、河川や海での清掃活動と現地教育の実施・支援 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

施策③ 騒音・振動・悪臭対策

◆自動車や工場等からの発生抑制や発生後の対策に向けた取組

⇒交通の円滑化や道路網の整備等による自動車走行環境の改善、工場等に対する法令・条例の遵守の徹底に係る啓発、自動車の運転や事業の実施による発生物質抑制のための普及啓発活動の促進 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

施策④ 土壌・地下水汚染対策

◆汚染に関する情報提供や発生の抑制に向けた取組

⇒調査結果の公表による情報提供、汚染経路に関する普及啓発、工場や事業所における法令・条例遵守の徹底 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

施策⑤ 有害化学物質対策

◆汚染に関する情報提供や発生の抑制に向けた取組

⇒調査結果の公表による情報提供、工場や事業所における法令・条例遵守の徹底 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性		●	●

4. 基本方針 4 資源が循環するまち

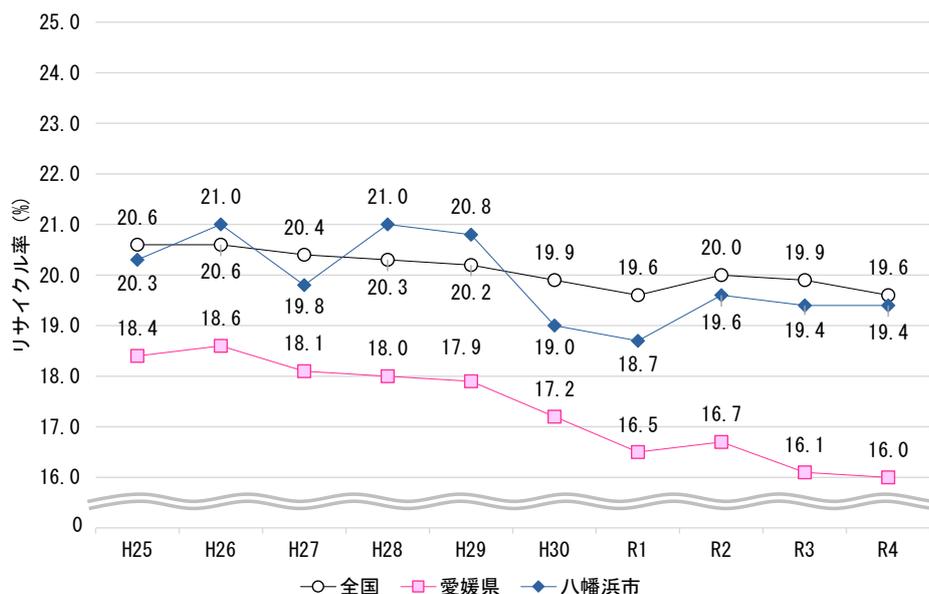
(1) 現状と課題

我が国は、自国での資源調達が厳しい状況にあり、そのほとんどを輸入に頼っています。しかしながら、今世界では資源の枯渇が大きな問題としてクローズアップされており、循環型社会の構築が注目されています。

近年では、廃棄物を資源として再利用する（リサイクル）、繰り返し使用する（リユース）、ごみの発生や資源消費を抑制する（リデュース）といった3Rが日常生活に取り込まれるなど、資源循環を意識した行動がとられています。

また、本市では、適正な廃棄物処理を進めることにより、環境への負荷が低減された循環型社会の構築をめざしています。本市全域から発生するごみは、ステーション回収または戸別収集された後、八幡浜市環境センターにおいて中間処理を行っています。ごみ焼却施設から発生した焼却灰や、リサイクルプラザから搬出される資源物を選別した後の不燃残渣については、民間の一般廃棄物最終処分場において埋立処分しています。

今後、循環型社会の定着に向け、資源循環を促進させるためのシステムの確立や循環に関する意識醸成が必要であり、市民・事業者・行政がより一層協働し、ごみを減量する環境づくりを進めることが課題です。



※P. 25 の図 2.7 を再掲

図 5.3 リサイクル率の推移

(2) 目標の設定

基本施策ごとの目標を下表のとおり設定します。

表 5.6 基本方針 4 の目標

基本施策	指標	現状	目標値
3Rの推進	リサイクル率	19.4%※	30%
廃棄物の適正処理の推進	ごみ総排出量（年間）	12,155t※	20%減
食品ロスの削減	ごみ総排出量（年間）	12,155t※	20%減

※ 一般廃棄物処理実態調査（R6.4）（令和4（2022）年度実績）に記載の数値

(3) 具体的な取組

基本施策ごとの具体的な取組は以下のとおりです。

【基本施策 1 3 Rの推進】

地球温暖化問題や資源の枯渇などの環境問題は、より複雑化・深刻化してきており、これらの問題に対応する取り組みとして循環型社会の形成は必要不可欠となっています。

循環型社会では、ごみを減らす「リデュース」、繰り返し使う「リユース」、そして再生利用する「リサイクル」といった「3 R」の実施が求められています。

「3 Rの推進」を進めていくため、市民・事業者・行政が「3 R」に対する意識を持ち、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続け、それぞれが協働するとともに役割を果たすことが重要です。

施策① 3 Rの普及啓発

◆普及啓発の促進、提供する情報の充実化、理解を深める場の提供に向けた取組

⇒広報誌や CATV 等市政情報提供の場での普及啓発、3R に関する最新の情報を定期的に発信、ごみ分別等 3 Rの重点ポイントに関する環境学習会の実施 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性			●

施策② ごみ分別回収の徹底

◆家庭や事業所のごみ分別・回収方法の見直し、ごみ排出の抑制に向けた取組

⇒家庭から出る生ごみの堆肥化の促進に向けた生ごみ処理機器の補助、プラスチックごみの計画収集などによるプラスチック資源のリサイクル 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

【基本施策 2 廃棄物の適正処理の推進】

ごみ焼却施設は、ごみの焼却・稼働にともなう電力および燃料などの消費により、二酸化炭素などの温室効果ガスを発生します。近年実施した八幡浜市環境センターの延命化工事にともない、省エネルギー化により従来よりも 3%以上の二酸化炭素の排出を削減することができ、今後さらに 15 年間安全に施設運営が行えることになりましたが、延命化期間が令和 12（2030）年に末期を迎えるため、廃棄物の処理に関して具体的な方策の検討が必要となっています。さらに、不燃ごみの埋め立てが進むことで、埋立処分場の容量不足が懸念されています。この問題への対応として、不燃ごみの排出抑制やリサイクル率の向上が求められます。

また、不法投棄については、監視などによる未然防止活動が効果的なことから、不法投棄多発箇所への監視カメラの設置やパトロールを実施していますが、ごみの不法投棄は後を絶たないのが現状です。

今後は、ごみの焼却量の低減による環境負荷の低減に加え、不燃ごみの排出抑制やリサイクルの推進、市民や事業者と連携して不法投棄防止対策を推進することが重要です。

施策① ごみの適正処理

◆ごみ収集体制効率化、ごみ焼却量の低減、不燃ごみの低減、リサイクルの推進に向けた取組

⇒ごみステーションの適切な配置、ごみ分別の普及啓発、資源ごみの分別回収の徹底等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

【基本施策3 食品ロスの削減】

大量生産・大量消費に時代が継続することで、食べ残しや売れ残りといった大量の食品残渣が発生しており、現在では食品ロスが社会問題となっています。

国では、食品ロスを減らすために「食品ロス削減推進法」を制定し、削減に努めています。本市では、上記法令に基づいて愛媛県が作成した「愛媛県食品ロス削減推進計画」に従い食品ロスの削減に関する取組を「八幡浜市一般廃棄物処理基本計画」に掲げています。

今後は、本市が掲げた取組を実践することで、市内全体に食品ロス削減の意識を高めていくことが重要です。

施策① 知識の普及啓発

- ◆ 食品ロスに関する知識獲得の場の創出、食品ロスに関する積極的な情報提供に向けた取組

⇒環境学習会の開催、フードバンク活動の積極的な周知・推進、余剰食品等の活用方法の紹介、「3010運動」の展開 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

施策② 家庭や事業所での無駄をなくす行動の実践

- ◆ 食材の買いすぎ、過剰な紙資源の利用低減等に向けた取組

⇒食品の手前どりによるフードロスの減少、事業所での余剰在庫の適正化、「おいしい食べきり推進店登録制度」の普及・活用、食品ロスに関するイベントの開催 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

5. 基本方針5 参加と協働のまち

(1) 現状と課題

基本方針 1～4 を実施するにあたっては、市全体で環境保全への強い意識を持ち、持続可能なまちづくりを推進することが不可欠です。

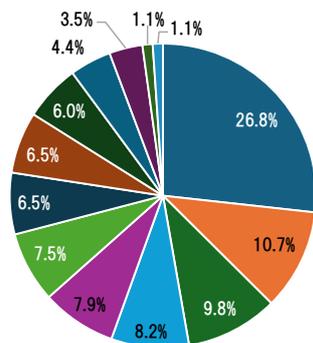
アンケート結果によると、市民は日常生活に直結する環境問題に、事業者は事業活動に関連する環境問題にそれぞれ高い関心を示していました。また、市民・事業者ともに省エネルギー対策に取り組む意識が強く、今後もこれらの対策を引き続き進めていく必要があります。

一方で、自然環境や生活環境など多岐にわたる環境課題について、何を優先的に保全し、どのような取り組みを行うべきかが明確になっていない状況も見受けられます。

そのため、現在進行中の対策をさらに進展させるとともに、新たに取り組むべき環境保全の方向性を明確化し、市全体に広く普及させることが重要です。これまで以上に積極的に取り組みを実行していくことが、今後の大きな課題と考えられます。

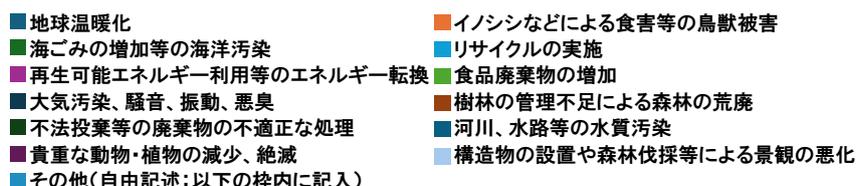
また、市民団体などの環境保全活動を行政部内でも積極的に支援し、保全活動の積極的な推進が必要です。本市が推奨する保全活動を実施する団体に特典を付与する等、優位性を持たせるなど積極的な環境保全への取組促進のための仕組みづくりが重要です。

<市民>

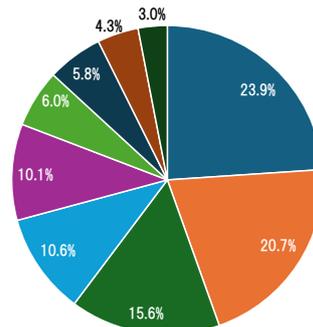


【設問 B の回答】

設問：あなたはどのような環境問題に関心がありますか。

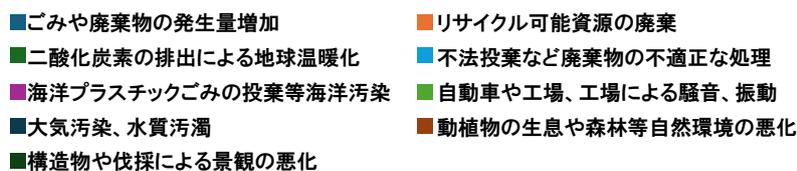


<事業者>



【設問 C の回答】

設問：貴社の事業活動が環境に影響を与えていると感じているものはありますか。



※P25～26 の内容を再掲

図 5.4 アンケート調査結果（環境問題への関心）

(2) 目標の設定

基本施策ごとの目標を下表のとおり設定します。

表 5.7 基本方針5の目標

基本施策	指標	現状	目標値
環境保全に取り組む地域づくり	環境保全に関するイベント開催数	—	4回/年

(3) 具体的な取組



基本施策ごとの具体的な取組は以下のとおりです。

【基本施策 1 環境保全に取り組む地域づくり】

本市が抱える環境課題は、日常生活に直結するものから、個人や 1 事業者では対応が難しいものまで多岐にわたります。これらに対応するには、本市全体で協力し合い、全世代が協働して取り組むことが重要です。

特に、次世代を担う子どもたちの意見や発想を取り入れる仕組みを構築し、環境教育の充実や子ども向けの活動を推進することで、市全体で持続可能な環境保全の基盤を作る必要があります。「参加と協働」の意識づくりを進めながら、実践的な保全活動の拡充を図ります。

施策① 本市の環境情報の収集・整理、情報提供

- ◆本市で実施した各種調査結果の整理と問題点の抽出並びにこれらの周知に向けた取組
⇒愛媛県環境白書に係る調査やボランティア団体、NPO 団体などが実施しているイベントでの情報収集・整理、行政による本市の環境の問題点や課題の抽出と対応状況等の整理、これら情報のホームページや広報、SNS での周知展開 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

施策② 環境学習と啓発の機会づくり

- ◆環境課題への理解を深めるプログラムの取組
⇒働き世代やシニア層を対象に、省エネルギーや再生可能エネルギー、廃棄物の適正処理などをテーマに日常生活や事業活動と関連深い環境問題についてセミナーやワークショップを開催。地域の集会やイベントでの情報提供を強化し、環境意識向上活動を推進 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

施策③ 環境保全を担う人材の育成

- ◆官民間問わず環境保全に精通した人材の確保に向けた取組
⇒環境保全の知識向上をめざした講習会等への参加補助、民間団体の豊富な経験を踏まえた講座の開催、継続した保全活動に向けた行政の技術者の育成、環境マイスターへの積極的な登録への支援 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

施策④ 子ども主体の環境活動プログラムの実施

- ◆次世代を担う子どもたちが主体的に関わる仕組みの構築に向けた取組
⇒学校や児童センターを拠点に、子どもたちが主体となる環境保全活動を定期的実施。地域の清掃活動や生物多様性を学ぶ自然観察会、リサイクルをテーマにした工作イベントを展開するほか、こども環境フォーラム（仮称）を開催し、主体的な参加を促進。環境に関するパンフレットを作成・配布し、子どもたちが楽しみながら学べる環境を整備 等

関連主体	市民	事業者	行政
関連性	●	●	●

第4節 重点施策の選定

「第2章 八幡浜市の地域特性」や「第4章 望ましい環境像」、「第5章 環境保全に向けた基本方針と具体的な取組」を踏まえて、本市では以下の3項目を重点施策と位置付け、より積極的に取り組みを実施していきます。

なお、近年着目されている地球温暖化に対しては、本計画で掲げる「基本方針1 脱炭素をめざすまち」の推進は重要事項ではありますが、本市は地球温暖化対策に資するため「第1次八幡浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を令和6（2024）年3月に別途策定しており、詳細な施策を検討しています。したがって、基本施策1に関しては、この実行計画の推進を基本として、本計画と並行して施策を実施していくこととします。

重点施策1 日本農業遺産である「愛媛・南予の柑橘農業システム」の継承のための環境保全に向けた取組の推進

⇒「基本方針2 自然を守るまち 基本施策2 農業遺産の保全」の徹底により、本市の象徴でもある樹園地の保全、後継者の育成等、日本農業遺産の維持、継承をめざし、産業分野における「八幡浜らしさ」を未来に残す。

重点施策2 市民、民間団体、事業者、行政が一体となった環境保全活動の推進

⇒「基本方針2 自然を守るまち 基本施策3 水辺環境の保全」、「基本方針5 参加と協働のまち」の徹底により、子供から大人まで幅広い年齢層の市民と民間団体、行政等が協働して環境保全を図り、本市の豊かな環境を守るシステムの構築をめざし、市全体が環境保全の認識を当たり前のように持ち自然分野における「八幡浜らしさ」を未来に残す。

重点施策3 ごみの排出量削減をめざしたリサイクル等資源循環の推進

⇒「基本方針4 資源が循環するまち」の徹底により、ごみの排出量削減、減量化を図ることで、一人当たりのごみ排出量を削減し、リサイクル等資源の循環が適切に行われごみの排出が少ないモデル都市をめざし、環境負荷の少ないよりよい暮らしを継続させ暮らしの分野における「八幡浜らしさ」を未来に残す。

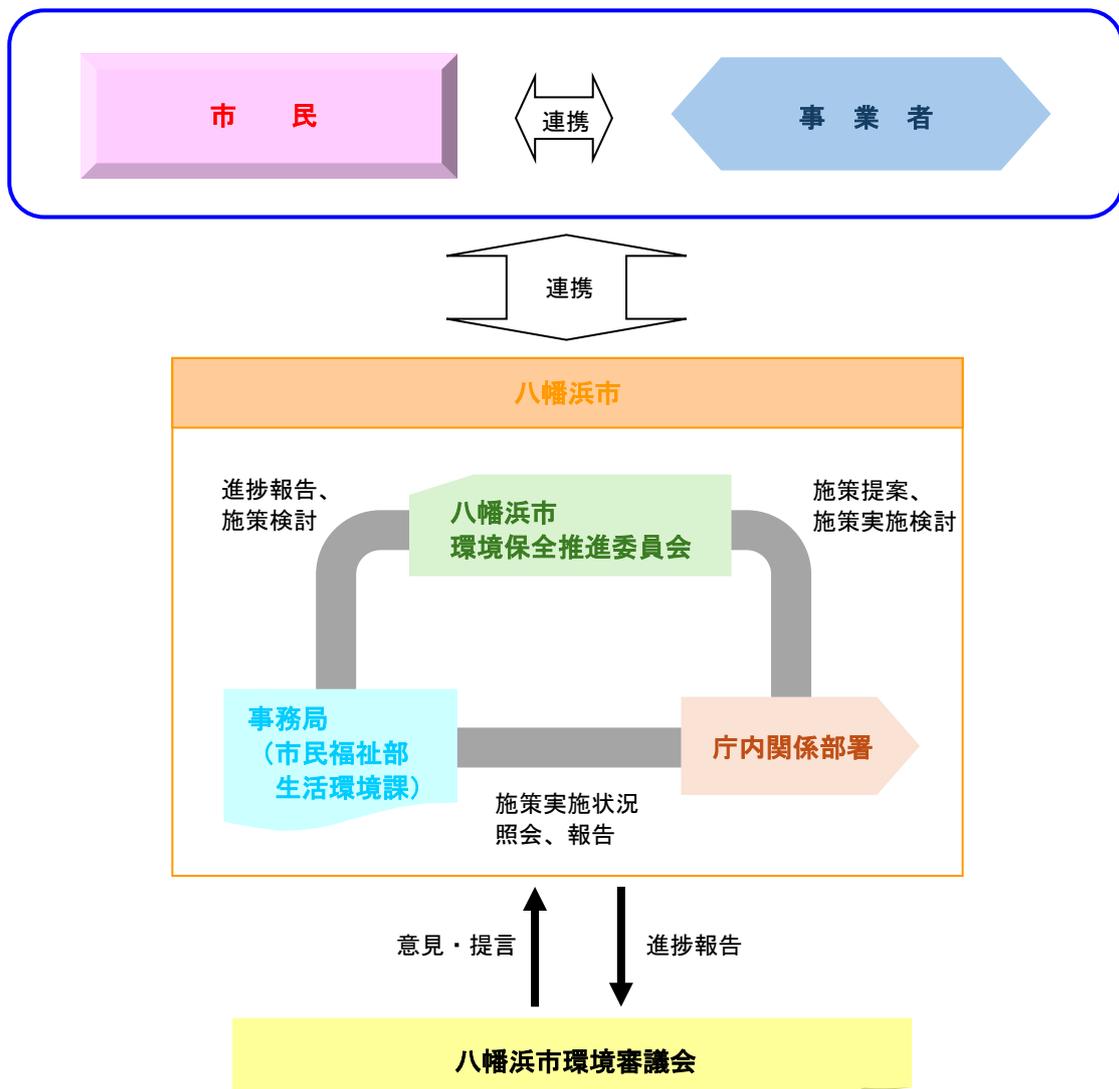
第6章 計画の推進体制と進捗管理

第1節 計画の推進体制

1. 推進体制

本計画が掲げる「持続可能な環境をはぐくむまち 八幡浜」を実現するため、市民、事業者、行政が連携して環境保全に取り組むことが重要です。市民は日常生活での環境配慮、事業者は持続可能な事業運営、行政は施策の推進と進捗確認を担います。計画の実効性を確保するため、「八幡浜市環境保全推進委員会」を継続的に開催し、進捗状況を確認しながら施策の見直しや改善を進めます。さらに、委員会の成果を市民や事業者に共有し、行動を促すことで計画を推進します。

この推進体制を通じ、市全体で連携し、持続可能な環境づくりを進めていきます。



2. 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政の各主体が、環境の現状について認識を深めるとともに、環境保全に取り組む必要性を理解し、立場や役割に応じて自主的、積極的に関わっていく必要があります。

以下に、各主体の想定される役割を示します。

(1) 市民

私たちの日常生活が環境に負荷を与えていることを自覚し、各人が環境に関心をもって身近でできることから環境配慮を実行していくことが重要です。

(2) 事業者

事業活動は、様々なエネルギーを利用し、様々な物質や産業廃棄物を排出するなど、自然環境や生活環境に大きな影響を与える要因になりうることを自覚し、社会的責任（CSR）に基づいた環境配慮を実行していくことが重要です。

また、地域社会の一員として社会的信頼を得るための一つとして、率先して環境保全活動を実施していくことが求められます。

(3) 行政

行政は、本計画に基づき環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進するとともに、市民や事業者の見本となるべく率先した環境配慮行動が求められます。

また、各主体が積極的に環境保全活動に取り組めるよう、ネットワークの構築などの仕組みづくりや補助金制度の拡充等の基盤整理に取り組むことも期待されています。あわせて、本市が作成している各種行政計画へ適切に反映させることも必要です。

さらに、広域的な取り組みが必要とされる課題に対しては、関係自治体や国、愛媛県と協力や連携を図りながら、適切に対応する必要があります。

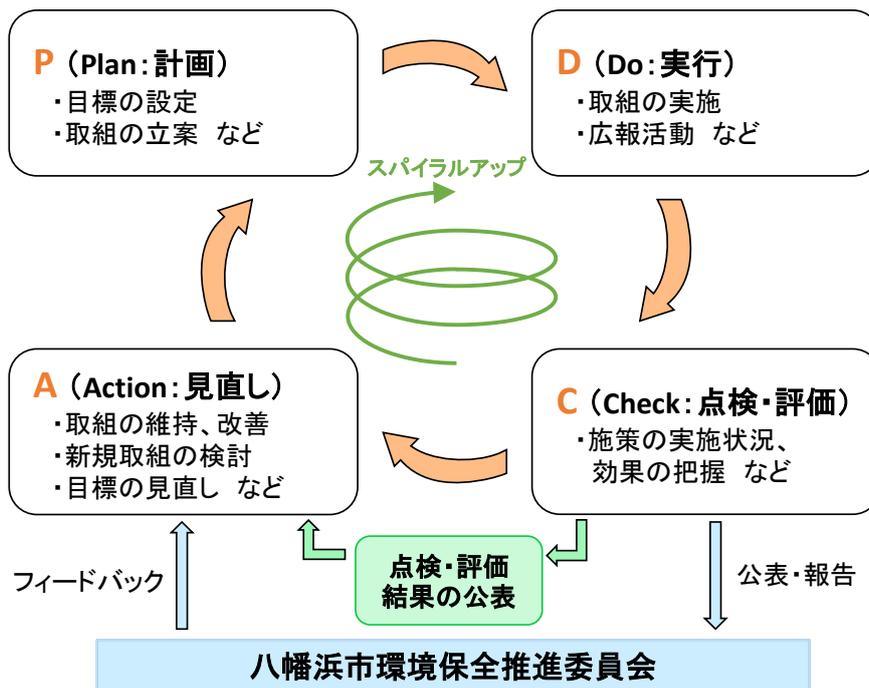
第2節 計画の進捗管理

環境基本計画策定後は、計画の推進状況の確認など、計画の実効性を確保していくために、施策の効果을定期的に把握・点検・評価し、継続的に改善を図っていくことが重要です。

このため、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、PDCAサイクルを実施していくことにより計画の継続的な改善と推進を図ります。

また、年次報告書を作成し公表することで、本市における環境保全の経過を確認できるようにし、各主体で環境保全への取組をより一層推進できるようにします。

以下に、PDCAサイクルのイメージを示します。



第2次八幡浜市環境基本計画

発行月：令和7（2025）年3月

発行：八幡浜市 市民福祉部 生活環境課

愛媛県八幡浜市北浜1丁目1番1号

電話番号 0894-22-3111（代表）

FAX番号 0894-22-5990

E-mail kankyou@city.yawatahama.ehime.jp

